

総行行第147号
国不入企第36号
令和8年3月31日

各都道府県担当部局長 殿
（市区町村担当課、財政担当課、入札契約担当課扱い）
各指定都市担当部局長 殿
（財政担当課、入札契約担当課扱い）

総務省自治行政局行政課長
（公印省略）
国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
（公印省略）

公共建築工事の円滑な施工確保に向けた
『営繕積算方式』の適切な運用について

国土交通省では、公共建築工事の円滑な施工確保の一層の推進を図る観点から、『営繕積算方式』の全国への普及・促進を図ることとし、「公共建築工事の円滑な施工確保に向けた『営繕積算方式』の適切な運用について」（令和7年12月10日付け総行行第529号、国不建第111号）等において、適正な予定価格の設定や適切な契約変更の実施等、各種取組について実務的により分かりやすく解説した『営繕積算方式』活用マニュアルを参考に紹介しつつ、『営繕積算方式』の適切な運用が図られるようお願いしてきたところです。

この度『営繕積算方式』活用マニュアルについて、営繕工事における猛暑対策の拡充、被災地において労働者を遠隔地から確保せざるを得ない場合の費用の積み上げの手法の拡充等の改訂が行われ、別添1のとおり、「『営繕積算方式』の普及・促進について」（令和8年3月31日付け国営積第27号）にて大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等あてに通知されましたので、貴職におかれましては、別添1を参考に『営繕積算方式』の適切な運用が図られるようお願いいたします。

なお、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてにも同内容を通知しておりますので、併せてお知らせします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

国 営 積 第 27 号
令和 8 年 3 月 31 日

大臣官房官庁営繕部 計画課長 殿
大臣官房官庁営繕部 整備課長 殿
各地方整備局 営繕部長 殿
北海道開発局 営繕部長 殿
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省大臣官房官庁営繕部
計 画 課 長
(公 印 省 略)

『営繕積算方式』の普及・促進について

国土交通省では、公共建築工事の円滑な施工確保の一層の推進を図る観点から、適正な予定価格の設定や適切な契約変更等、各種取組について解説した『営繕積算方式』活用マニュアルを作成し、公表しているところである。

今回、営繕工事における猛暑対策の拡充、被災地において労働者を遠隔地から確保せざるを得ない場合の費用の積み上げの手法の拡充等の改訂を行ったので通知する。

引き続き、官庁営繕工事において適切に活用を図るとともに、地方公共団体等に対して、各種会議や公共建築相談窓口における対応等、様々な機会を捉えて広く情報提供することで、『営繕積算方式』の普及・促進を図らるたい。

平成27年 1月30日策定
令和8年3月31日最終改訂

『営繕積算方式』活用マニュアル

国土交通省 大臣官房官庁営繕部

1. 『営繕積算方式』と活用マニュアルについて

- ・『営繕積算方式』及び活用マニュアルについて (P.4)
- ・発注者責務の明確化 (品確法) (P.5)

2. 公共建築工事積算基準について

- ・「公共建築工事積算基準」の体系 (P.7)
- ・公共建築工事の工事費の構成 (P.8)
- ・単価及び価格の算定 (P.9)
- ・(参考) 直接工事費の単価種別による構成比 (P.10)
- ・市場単価適用工種 (P.11)
- ・労務費等の内訳が把握可能な新しい方式の積算単価「単位施工単価」の導入 (P.12～13)
- ・共通費の算定 (P.14)
- ・共通仮設費の算定 (P.15)
- ・現場管理費の算定 (P.16)
- ・一般管理費等の算定 (P.17)

3. 公共建築工事 (復旧・復興工事を含む) の円滑な施工確保のための各種取組

- ・円滑な施工確保のための取組 (P.19～20)
- ・実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定 (P.21～26)
- ・施工条件を踏まえた共通費の算定 (P.27～30)
- ・適切な工期設定と費用計上 (P.31～35)
- ・設計図書に基づく適切な数量算出 (P.36～38)
- ・施工条件の変更や物価変動等に対する適切な契約変更 (P.39～42)
- ・猛暑対策の取組 (P.43)
- ・復旧・復興工事における円滑な施工確保のための各種取組 (P.44～45)

1 『営繕積算方式』と活用マニュアルについて

この章では、『営繕積算方式』及び活用マニュアルの概要と作成の背景について説明しています。

『営繕積算方式』及び活用マニュアルについて

『営繕積算方式』

- 「公共建築工事積算基準」等と、その運用にかかる各種取組をパッケージ化した積算手法（官庁営繕工事における積算手法）

『営繕積算方式』

- | | | | |
|-----------------|---------------|----------|--------------|
| ・最新単価の適用 | ・補正市場単価 | ・見積活用方式 | ・共通費の適切な積み上げ |
| ・地域外労働者の確保費用の計上 | ・適切な数量算出 | ・積算条件の明示 | ・物価スライド |
| ・工期連動型共通費積算方式 | ・入札時積算数量書活用方式 | | 等 |

『営繕積算方式』活用マニュアル

- 「適正な予定価格の設定」等の品確法における発注者責務の適切な実施や、公共建築工事の円滑な施工確保の一層の推進を図る観点から、『営繕積算方式』を分かりやすく解説したマニュアルを作成

【最近のマニュアルの主な改訂】

- ・資材価格の高騰など昨今の社会情勢への対応に係る内容を充実（スライドの運用、工事一時中止に伴う増加費用）
- ・小規模の軸組構法の木造建築物の数量算出に関する解説を追加
- ・単位施工単価を追加 ・猛暑対策の拡充を追加
- ・被災地において労働者を遠隔地から確保せざるを得ない場合の費用の積み上げの手法の拡充を追加

本マニュアルを活用すること等により、
『営繕積算方式』を普及・促進し、発注関係事務の適切かつ効率的な運用の推進を図る

【『営繕積算方式』及び活用マニュアルの作成経緯】

- 東日本大震災の被災地における公共建築工事の予定価格と実勢価格との乖離への対応方法として、国土交通省の官庁営繕工事における積算手法や不調・不落対策の取組を『営繕積算方式』としてパッケージ化。
- 第4回復興加速化会議（H26.9）において、東日本大震災の被災地において本格化する公共建築工事を確実かつ円滑に実施するため、『営繕積算方式』を被災3県の地方公共団体へ普及させることを決定。これに対応するため、『営繕積算方式』活用マニュアル（被災3県版）を作成。
- 品確法を踏まえ、発注関係事務の適切な運用を図るために、全国の公共建築工事発注機関において活用できるよう「普及版」を作成（H27.1）。

発注者責務の明確化(品確法)

公共工事の品質確保の促進に関する法律 (抄) (令和6年6月19日改正)

基本理念

第三条第9項

公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、<中略>**適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し**、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

発注者等の責務

第七条

第七条において発注者等の責務を明確化

発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

【適正な予定価格の設定】 第七条第1項一号

公共工事等を実施する者が、**公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保**することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、<中略>公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、**予定価格を適正に定めること**。

【適切な工期設定】 第七条第1項十一号

公共工事等に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、公共工事等に従事する者の休日、工事等の実施に必要な準備期間、天候その他のやむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮し、**適正な工期等を設定**すること。

【適切な条件明示と設計図書の変更】 第七条第1項十二号

設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に**適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示**するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、**適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと**。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

発注関係事務の運用に関する指針

第二十四条

国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の**発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする**。

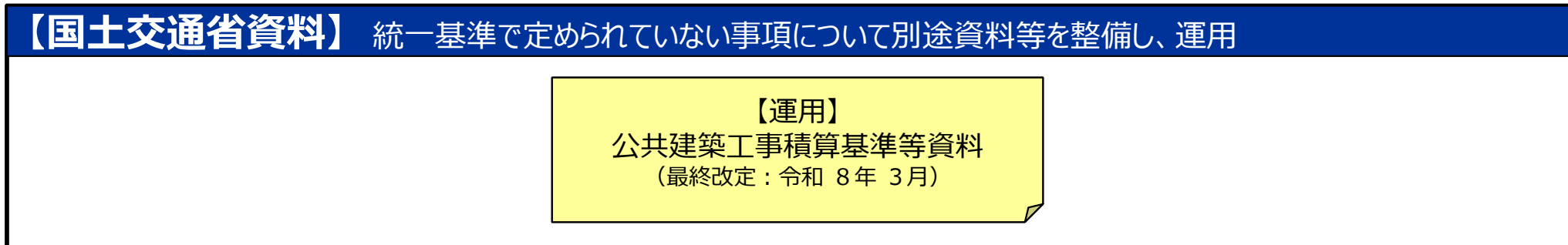
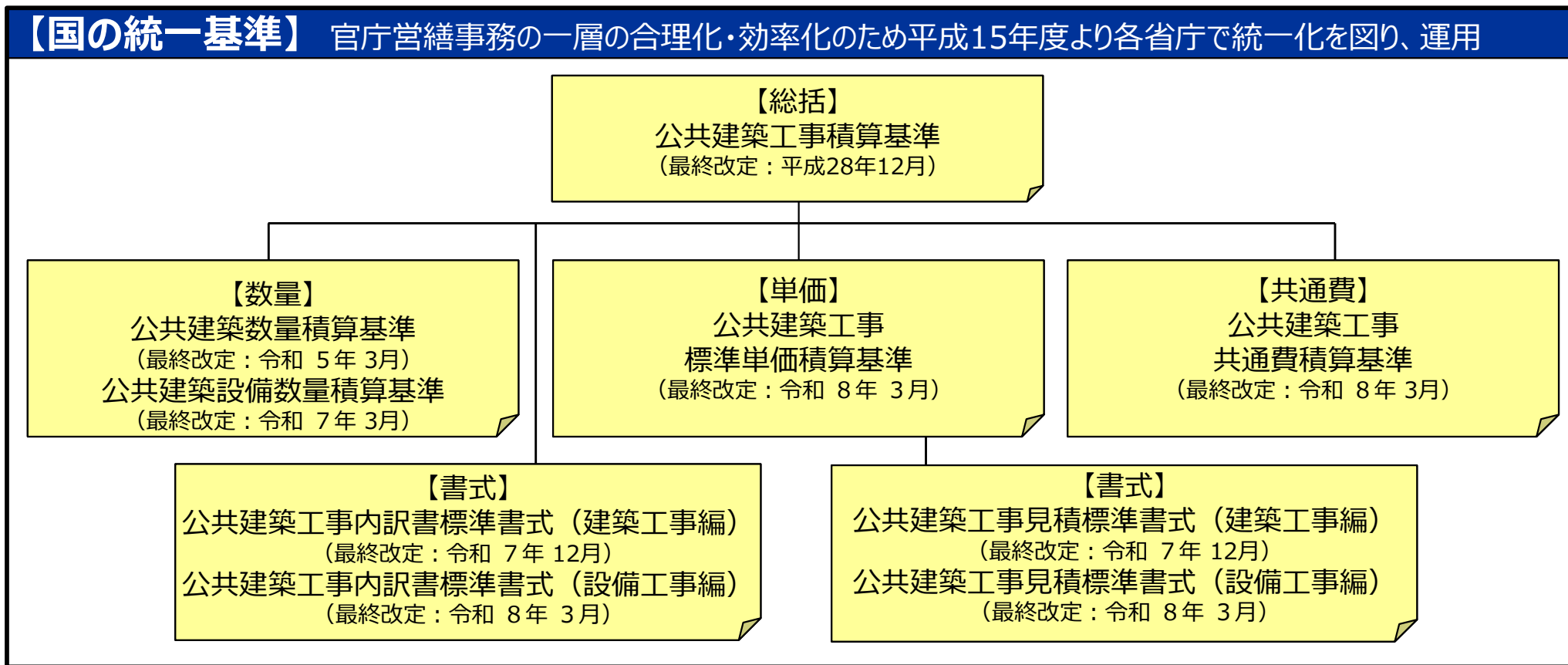
- 運用指針は、「指針本文」、「解説資料」、「その他要領」から構成
- 指針本文において、適正な予定価格の設定等を必ず実施すべき事項として規定
- 解説資料において、発注関係事務の適切な実施のための参考資料の一つとして、『営繕積算方式』活用マニュアルも位置づけ

2 公共建築工事積算基準について

この章では、『営繕積算方式』のベースとなる国の建築工事の積算において適用している「公共建築工事積算基準」等について、基準の基本的な事項を理解するために、各共通費の内容や単価の考え方を説明しています。

「公共建築工事積算基準」の体系

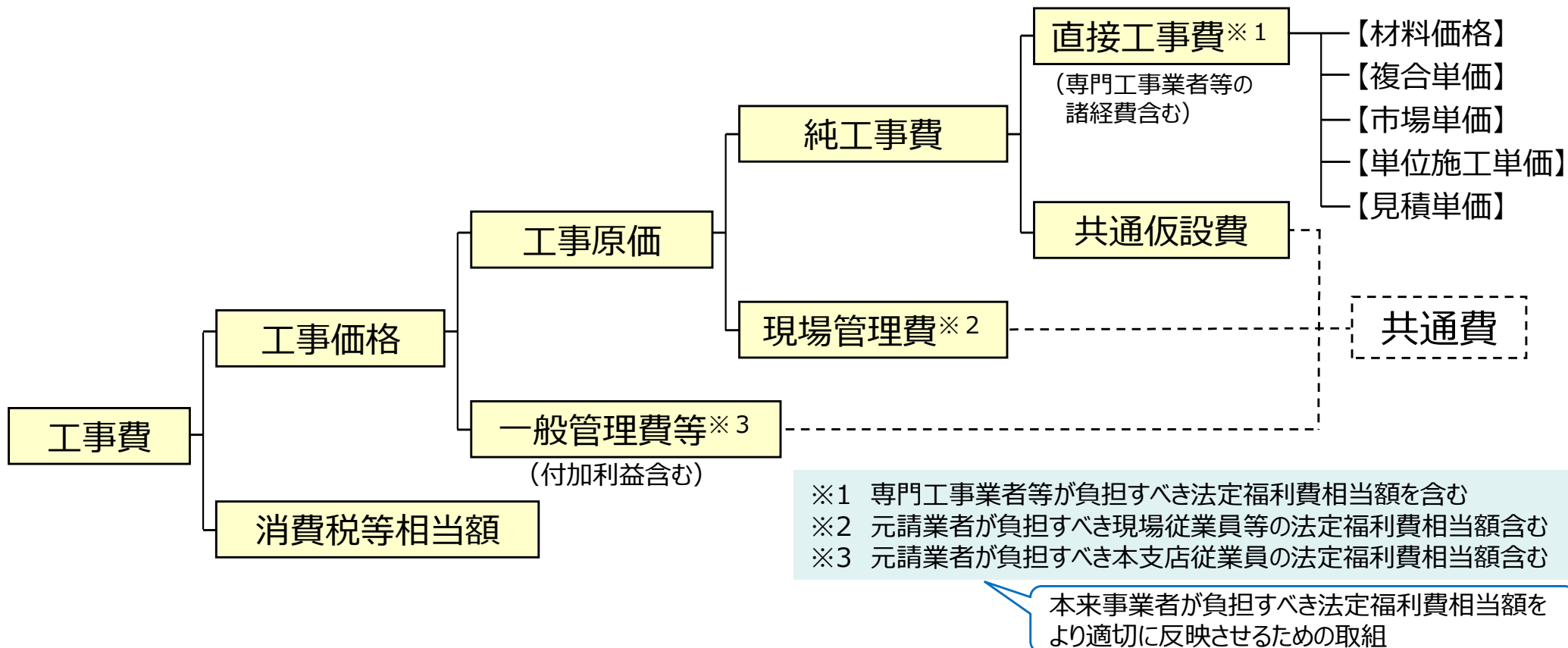
➤ 積算関係の基準は、国の統一基準である「公共建築工事積算基準」等と国土交通省資料で構成



詳細は国交省HPを参照  https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000072.html

公共建築工事の工事費の構成

公共建築工事積算基準による工事費の構成



【参考】 公共建築工事の構成割合 ※新宮工事(RC-4、延べ面積3,000㎡、工期14か月)における試算

直接工事費 (80%)	共通 仮設費 (3%)	現場 管理費 (7%)	一般 管理費等 (10%)
<div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px; display: inline-block;"> 専門工事業者等の諸経費 </div>			

公共建築工事では直接工事費に含まれる
(土木工事では現場管理費に含まれる)

単価及び価格の算定

- 実勢価格を的確に反映するため、入札日直近の最新の単価を用いる
- 社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実状に応じた適切な単価及び価格を用いる
- 単価及び価格の適用にあたり、数量の多寡や仕様・規格の違い等、各々の工事における特殊性を考慮する

種別	単価及び価格の算定 ^{※1}		留意事項
材料価格	物価資料掲載価格(平均値)又は製造業者の見積価格等を参考に決定		少量の場合、小口単価の採用を検討
複合単価	材料単価	物価資料掲載価格(平均値)等	<ul style="list-style-type: none"> ・執務並行改修工事の場合 労務費を補正 ・改修工事量が少量の場合 労務費を補正の上、割増係数を乗じる ・改修工事量が僅少の場合 施工の実状に合った労務費等を計上
	労務単価	公共工事設計労務単価	
	機械器具費	<ul style="list-style-type: none"> ・請負工事機械経費積算要領 ・物価資料掲載価格(平均値)等 	
	専門工事業者等の諸経費	専門工事業者等の現場管理費及び一般管理費等(法定福利費相当分を含む ^{※2})	
市場単価	物価資料掲載価格(法定福利費相当分を含む ^{※2})(平均値)等		
単位施工単価 ^{※3}	ベース単価 ^{※4}	複合単価の算定方法	
	シフト単価 ^{※5}	$\text{ベース単価} \times \frac{\text{シフト単価の細目工種の取引調査結果に基づく単位施工当たりの価格}}{\text{ベース単価の細目工種の取引調査結果に基づく単位施工当たりの価格}}$	
見積単価	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業者・専門工事業者の見積価格等(専門工事業者等の諸経費を含む)を参考に決定(法定福利費を明記する^{※2}) ・実勢価格帯の的確な把握のため、必要に応じてヒアリング等を行う 		施工条件等を反映した見積条件の設定

※1 単価及び価格に関する数値の取り扱いは「公共建築工事積算基準等資料」第4編第1章1による

※2 本来事業者が負担すべき法定福利費相当額をより適切に反映させるための取組

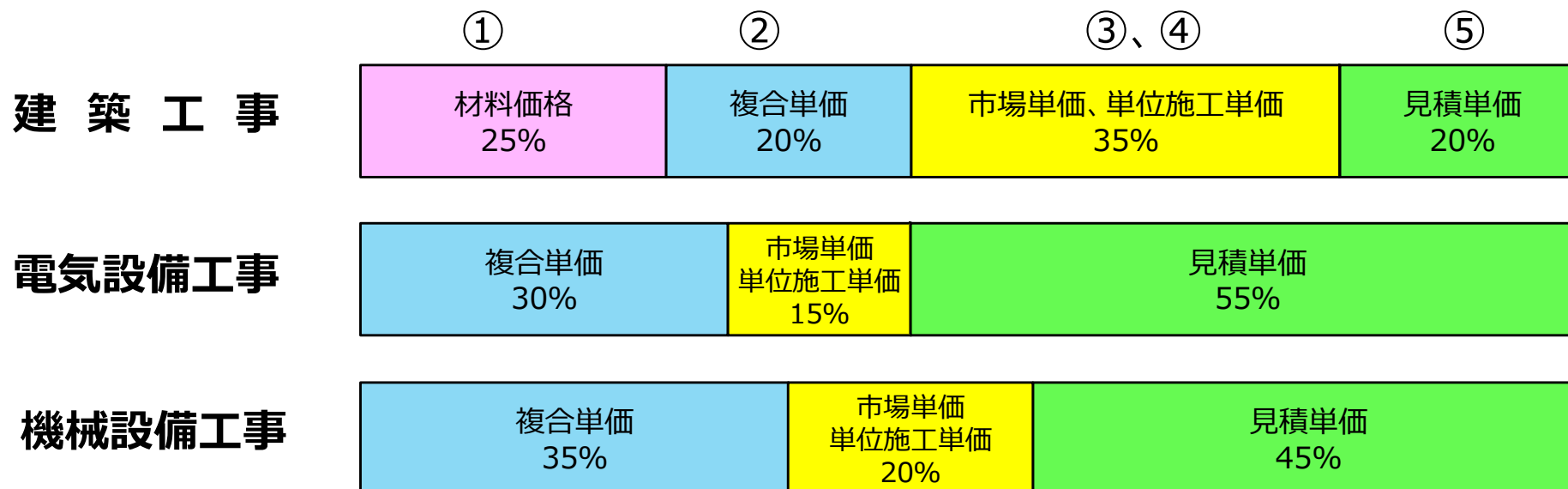
※3 代表都市の単価が物価資料に掲載

※4 細目工種を代表する規格・仕様の単位施工単価

※5 ベース単価以外の規格・仕様の単位施工単価

(参考)直接工事費の単価種別による構成比

新営工事（RC-4、延べ面積3,000㎡、工期14か月）における試算



① 材料価格

杭、鉄筋、コンクリート、鉄骨等価格変動が大きい資材の単価及び価格

② 複合単価

単位施工あたりに必要とされる数量から構成される歩掛りに、単価等に乗じて算出した単価

③ 市場単価

元請業者と下請の専門工事業者間の取引についての調査結果に基づく、単位施工当たりの価格

④ 単位施工単価

複合単価の算定方法と元請業者と下請の専門工事業者間の取引についての調査結果を組み合わせることにより求められる価格であり、市場における取引実態を反映しつつも、単位施工あたりに必要とされる標準的な材料費、労務費等の内訳を把握できるようにした単価

⑤ 見積単価

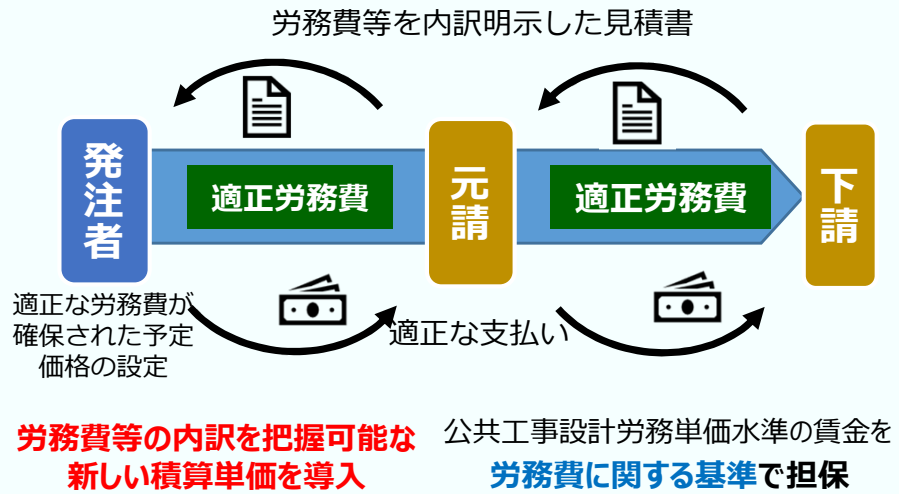
材料価格、複合単価、市場単価、単位施工単価以外の単価及び価格

※「公共建築工事標準単価積算基準」より

建築工事		電気設備工事		機械設備工事	
工種	分類	工種	分類	工種	分類
土工事	土工	配管工事	電線管	保温工事	ダクト
鉄筋工事	鉄筋運搬		ケーブルラック		配管
コンクリート工事	打設手間		位置ボックス	ダクト設備工事	アングルフランジ工法
	ポンプ圧送		プルボックス		共板フランジ工法
型枠工事	型枠運搬		2種金属線ぴ		スパイラルダクト
防水工事	アスファルト防水		配線工事		防火区画貫通処理 (ケーブルラック, 金属管用)
	シーリング	接地工事			
	防水入隅処理 (コーナーキャント材)		絶縁電線		ボックス
金属工事	軽量鉄骨下地	動力設備工事	電動機その他接続材料	既製品ボックス取付	
左官工事	左官	雷保護設備工事	接地極埋設標	制気口等取付	
	吹付け			衛生器具設備工事	排煙口ダンパー類取付
	防水入隅処理 (モルタル)				衛生器具取付
建具工事	ガラス				
塗装工事	塗装				
内外装工事	内装床				
	内装ボード				
10工種	16分類	5工種	10分類	3工種	12分類
18工種 38分類					

労務費等の内訳が把握可能な新しい方式の積算単価「単位施工単価」の導入

- 第三次・担い手3法に基づき、建設工事の請負契約において、適正な水準の労務費（賃金の原資）を確保することを目的とし、中央建設業審議会より「**労務費に関する基準**」が勧告された。（令和7年12月）
- 公共工事の発注者には、民間工事が大半を占める建築工事において実勢価格を的確に把握するために導入された市場単価（労務費、材料費、機械器具費、下請経費等が一式となった単価）についても、その内訳把握が求められている。
- 複合単価と市場取引の調査結果を組み合わせた新しい積算単価「単位施工単価」を導入。労務費等の内訳が把握可能に。**



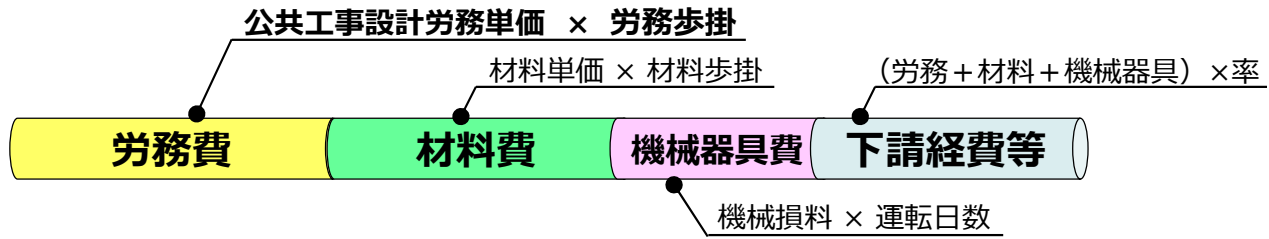
図出典：中央建設業審議会（令和7年12月2日）資料を加工

単位施工単価

○代表的な規格・仕様の単価（ベース単価）

- ・複合単価（単価×歩掛り）の手法により算定。
- ・専門工事業者等の協力を得て、歩掛り調査※を実施。

※調査結果については、作業休止時間や手待ち時間等を考慮して分析



歩掛り調査にはデータの収集分析に時間と労力を要する課題があるため、代表的な規格・仕様を対象に実施。市場取引の調査結果を活用し、さまざまな規格・仕様の単価を整備。

○その他の規格・仕様の単価（シフト単価）

- ・元請業者と下請の専門工事業者間の取引の調査結果を活用し、ベース単価を調整して算定。
- ・その内訳の労務費相当額は、ベース単価の労務比率より算出可能。

公共工事設計労務単価水準の労務費（賃金の原資）が確保されていることが、発注者の積算において明確になる

労務費等の内訳が把握可能な新しい方式の積算単価「単位施工単価」の導入(2)

単位施工単価の「ベース単価」及び「シフト単価」とは

各工種における代表的な規格・仕様の積算単価（ベース単価）は、複合単価の手法により労務や材料等の各地域の単価と歩掛りから、労務費や材料費等を積み上げて算定。

工種		規格・仕様	単位	札幌	東京	...
型枠	シフト単価	普通合板型枠 基礎部	m ²	YYYY	YYYY	...
	シフト単価	普通合板型枠 地下軸部 階高5.0m程度	"	YYYY	YYYY	...
	シフト単価	普通合板型枠 ラーメン構造 地上軸部 階高2.8m程度	"	YYYY	YYYY	...
	ベース単価	普通合板型枠 ラーメン構造 地上軸部 階高3.5~4.0m程度	"	YYYY	YYYY	...
	シフト単価	普通合板型枠 壁式構造 地上軸部 階高2.8m程度	"	YYYY	YYYY	...
	シフト単価	打放し合板型枠 ラーメン構造 地上軸部 B種 階高3.5~4.0m程度	"	YYYY	YYYY	...
	シフト単価	打放し合板型枠 ラーメン構造 地上軸部 C種 階高3.5~4.0m程度	"	YYYY	YYYY	...
	シフト単価	打放し合板型枠 壁式構造 地上軸部 B種 階高2.8m程度	"	YYYY	YYYY	...
	シフト単価	打放し合板型枠 壁式構造 地上軸部 C種 階高2.8m程度	"	YYYY	YYYY	...

その他の規格・仕様の単価（シフト単価）は、元請業者と下請の専門工事業者間の取引についての調査結果に基づき、ベース単価を調整して算定。シフト単価は「物価資料」の掲載価格によることを基本。

【算定式】

$$\text{シフト単価} = \text{ベース単価} \times \frac{\text{シフト単価の細目工種の取引調査結果に基づく単位施工当たりの価格}}{\text{ベース単価の細目工種の取引調査結果に基づく単位施工当たりの価格}}$$

(参考) 物価資料にはベース単価についても価格を掲載

単位施工単価を導入する工種

令和7年12月、**鉄筋（ガス圧接含む）**、**型枠**について、公共建築工事標準単価積算基準に単位施工単価を導入。令和8年3月、**絶縁ケーブル**について追加導入。他の市場単価の工種についても、単位施工単価の導入に向けて、順次、調査・分析中。

共通費の算定

○ 共通費は ①**共通仮設費** ②**現場管理費** ③**一般管理費等** から構成され、率計算式や積み上げにより算定する

※共通仮設費及び現場管理費は工期延長に伴い増額される（設計図書の変更に伴う工期延長があった場合、工期延長分に応じて増額）

構成	概要	算定方法	主な内容（率計算式を用いる場合）	
			率に含まれるもの	積み上げによるもの (現場実態を踏まえ計上)
① 共通仮設費	各工事種目に共通の仮設に要する費用	次のいずれかの方法により算定 (1) 工期に連動した共通仮設費率※1により算定し、率に含まれないものは別途積み上げ加算。 (2) 全ての共通仮設費を積み上げにより算定。	<ul style="list-style-type: none"> 現場事務所等に要する費用 安全標識、消火設備等の施設の設置費用 台風等災害防止対策のうち一般的な対策に係る費用 共通的な工事用機械器具に要する費用（右記除く） 	<ul style="list-style-type: none"> 交通誘導警備員の配置に要する費用 大規模な台風等災害防止対策に係る費用 揚重機械器具に要する費用
② 現場管理費	工事施工にあたり、工事現場を管理運営するために必要な費用	次のいずれかの方法により算定 (1) 工期に連動した現場管理費率※2により算定し、率に含まれないものは別途積み上げ加算。 (2) 全ての現場管理費を積み上げにより算定。	<ul style="list-style-type: none"> 現場雇用労働者等の労務管理に要する費用 法定福利費（現場従業員等に関する法定福利費事業主負担額） 	<ul style="list-style-type: none"> 特殊施設における工事記録等の作成費用
③ 一般管理費等	工事施工にあたる受注者の継続運営に必要な費用	一般管理費等率※3により算定し、率に含まれないものは別途積み上げ加算。	<ul style="list-style-type: none"> 本店及び支店の運営に係る費用 調査研究費 付加利益等 	<ul style="list-style-type: none"> 契約保証費 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用

※1 「公共建築工事共通費積算基準」で定める、過去の実績等に基づく直接工事費に対する共通仮設費の比率

※2 「公共建築工事共通費積算基準」で定める、過去の実績等に基づく純工事費に対する現場管理費の比率

※3 「公共建築工事共通費積算基準」で定める、工事原価に対する一般管理費等の比率

※「公共建築工事共通費積算基準」より

$$\text{共通仮設費} = \left[\text{直接工事費} \times \text{共通仮設費率} \right] + \left[\text{積み上げ額 (共通仮設費率に含まれない内容)} \right]$$

項目	内容	共通仮設費率に含まれない内容
準備費	敷地測量 、敷地整理、 仮設用借地料 、道路占有のための準備及び現状復旧に要する費用、その他の準備に要する費用	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content;"> 工事内容、施工条件等に応じて変動するため、個別に積み上げて共通仮設費に加算 </div>
仮設建物費	監理事務所※1、現場事務所、倉庫、下小屋、 宿舎 、作業員施設等に要する費用	
工事施設費	仮囲い 、 工事用道路 、 歩道構台 、場内通信設備等の工事用施設に要する費用	例) 交通誘導警備員
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、 交通誘導・安全管理等の要員 、安全用品等（墜落制止用器具（フルハース型）を含む）、隣接物等の養生及び補償復旧並びに台風等災害に備えた災害防止対策※2に要する費用	
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等	
屋外整理清掃費	屋外・敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う発生材処分並びに端材等の処分及び 除雪 に要する費用	
機械器具費	共通的な工事用機械器具（測量機器、 揚重機械器具 、雑機械器具）に要する費用	
情報システム費	情報共有 、 遠隔臨場 、 BIM 、 その他情報通信技術等のシステム・アプリケーション に要する費用	
その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用※3、その他上記のいずれの項目にも属さない費用※4	

※1 建築工事のみ率に含む。設備工事では率に含まれない

※2 台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用のうち屋外に存置された資材等の移動、養生に要する費用・外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げ等に要する費用は率に含む

※3 公共建築工事標準仕様書に基づく試験費、レディーミクストコンクリートの単位水量試験費、特記仕様書にて定める試験のうち、軽微な試験費は率に含む

※4 軽微なものは率に含む

【工期の影響を受ける主な項目】

- 仮設建物費（現場事務所等） …… 仮設建物の設置期間の長短により費用が変動
- 動力用水光熱費（工事用電気、水道料金） …… 動力用水光熱使用期間の長短により費用が変動 等

現場管理費の算定

※「公共建築工事共通費積算基準」より

$$\text{現場管理費} = \left[\text{純工事費} \times \text{現場管理費率} \right] + \left[\text{積み上げ額 (現場管理費率に含まれない特記事項)} \right]$$

項目	内容
	【積み上げ（特記事項）（例）】 特殊施設における工事記録等の作成費用
労務管理費	現場雇用労働者（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する労働者）、現場雇用従業員（各現場で元請企業が臨時に直接雇用する従業員）及び現場労働者（再下請を含む下請負契約に基づき現場労働に従事する労働者）の労務管理に要する費 募集及び解散に要する費用 ・ 慰安、娯楽及び厚生に要する費用 ・ 純工事費に含まれない作業用具及び作業用被服等の費用 ・ 賃金以外の食事、通勤費等に要する費用 ・ 安全、衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用 ・ 労災保険法による給付以外に災害時に事業主が負担する費用
租税公課 保険料 従業員給料手当	工事契約書等の印紙代、申請書・謄抄本登記等の証紙代、固定資産税・自動車税等の租税公課、諸官公署手続き費用 火災保険、工事保険、自動車保険、組立保険、賠償責任保険、法定外の労災保険及びその他の損害保険の保険料 現場従業員（元請企業の社員）及び現場雇用従業員並びに現場雇用労働者の給与、諸手当（交通費、住宅手当等）、賞与及び外注人件費（「施工図等作成費」を除く。）に要する費用
施工図等作成費 退職金 法定福利費	施工図・完成図等の作成に要する費用 現場従業員に対する退職給付引当金繰入額及び現場雇用従業員、現場雇用労働者の退職金 現場従業員、現場雇用従業員、現場雇用労働者及び現場労働者に関する次の費用 ・ 現場従業員、現場雇用従業員及び現場雇用労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額 ・ 現場労働者に関する労災保険料の事業主負担額
建設業退職金共済 契約に係る掛金 福利厚生費 事務用品費 通信交通費 補償費	建設業退職金共済制度に基づく証紙購入代金 現場従業員に対する慰安、娯楽、厚生、貸与被服、健康診断、医療、慶弔見舞等に要する費用 事務用消耗品費、O A 機器等の事務用備品費、新聞・図書・雑誌等の購入費、工事写真・完成写真代等の費用 通信費、旅費及び交通費 工事施工に伴って通常発生する騒音、振動、濁水、工事用車両の通行等に対して、近隣の第三者に支払われる補償費。ただし、電波障害等に関する補償費を除く
その他	会議費、式典費、工事实績の登録等に要する費用、各種調査に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

【工期の影響を受ける主な項目】

- 従業員給料手当（現場従業員等の給与）・・・現場従業員等の現場従事期間の長短により費用が変動
- 法定福利費（現場従業員等に関する法定福利費事業主負担額）・・・現場従業員等の現場従事期間の長短により費用が変動 等

※「公共建築工事共通費積算基準」より

一般管理費等 = 【 工事原価 × 一般管理費等率 】 + 【 加算額 】

項目	内容
役員報酬等	取締役及び監査役に要する報酬及び賞与（損金算入分）
従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給与、諸手当及び賞与（賞与引当金繰入額を含む。）
退職金	本店及び支店の役員及び従業員に対する退職金（退職給与引当金繰入額及び退職年金掛金を含む）
法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額
福利厚生費	本店及び支店の従業員に対する慰安、娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等の福利厚生等に要する費用
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品、新聞参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、旅費及び交通費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
交際費	得意先、来客等の接待、慶弔見舞等に要する費用
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
開発償却費	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発並びに市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額
租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及びその他の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
契約保証費	契約の保証に必要な費用
雑費	社内打合せの費用、諸団体会費等の上記のいずれの項目にも属さない費用
付加利益等	法人税、都道府県民税、市町村民税等（上記の租税公課に含むものを除く）、株主配当金、役員賞与（損金算入分を除く）、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

【加算項目（例）】

- ・ 契約保証費
- ・ 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用

3 公共建築工事(復旧・復興工事を含む)の円滑な施工確保のための各種取組

この章では、公共建築工事(復旧・復興工事を含む)の円滑な施工確保のための各種取組として、「実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格の設定」や「施工条件の変更や物価変動等に対する適切な変更契約」等を説明しています。

円滑な施工確保のための取組(1)

公共建築工事の積算における留意事項と取組内容

(留意事項)

(取組)

単価及び価格

- ✓ 実勢を反映した単価の採用
- ✓ 現場実態を踏まえた単価の設定

1. 実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定

- ① 補正市場単価の採用
- ② 少量、僅少等の場合の単価補正等
- ③ 見積単価の適切な設定
- ④ 見積活用方式の採用

共通費

- ✓ 施工条件の適切な明示
- ✓ 必要な費用の計上

2. 施工条件を踏まえた共通費の算定

- ① 共通仮設費の積み上げ
- ② 施工条件の明示と数量書への反映

工期

- ✓ 適切な工期設定
- ✓ 工期延長や一時中止等に伴う費用計上

3. 適切な工期設定と費用計上

- ① 適切な工期設定と柔軟な工期延長
- ② 工期連動型共通費積算方式
- ③ 工事の一時中止に伴う増加費用の積算

円滑な施工確保のための取組(2)

(留意事項)

(取組)

数量

- ☑ 適切な数量算出

4. 設計図書に基づく適切な数量算出

- ① 営繕工事積算チェックマニュアルの活用
- ② 木造建築物の適切な数量算出

契約変更

- ☑ 適切な契約変更の協議

5. 施工条件の変更や物価変動等に対する適切な契約変更

- ① 設計変更ガイドラインの適切な運用
- ② スライド条項の適切な運用
- ③ 入札時積算数量書活用方式の導入

多様な働き方

- ☑ 社会情勢の変化等への対応

6. 猛暑対策の取組

- ① 営繕工事における猛暑対策に必要な経費等の確保関連

復旧・復興

- ☑ 復旧・復興工事の特徴を踏まえた取組

7. 復旧・復興工事における円滑な施工確保のための各種取組

- ① 復旧・復興工事の特徴・留意すべき事項を踏まえた主な対策

補正市場単価の採用

- 工事内容や施工条件が市場単価の掲載条件と一部異なる場合、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。 ⇒ **補正市場単価**
- 補正市場単価の算出方法は「公共建築工事積算基準等資料」第4編 第1章 5 市場単価及び附表による。

補正市場単価の算出例

※記載された単価は参考単価です。実際の積算においては最新の単価をご利用ください。

「コンクリート打設手間 躯体コンクリート ポンプ打設 施工規模50~100m³/回程度」の場合

《 補正市場単価 》
コンクリート打設手間

躯体コンクリート
ポンプ打設
施工規模
50~100m³/回程度

=

《 市場単価 》
コンクリート打設手間

躯体コンクリート
ポンプ打設
施工規模
100m³/回以上

×

《 複合単価 》
コンクリート打設手間

躯体コンクリート
ポンプ打設※
施工規模
50~100m³/回程度

÷

《 複合単価 》
コンクリート打設手間

躯体コンクリート
ポンプ打設※
施工規模
100m³/回以上

$$1,380 \text{ 円/m}^3 = \frac{990 \text{ 円/m}^3}{\text{類似の市場単価}} \times \left(\frac{3,640 \text{ 円/m}^3}{\text{補正係数の算出}} \div 2,620 \text{ 円/m}^3 \right)$$

類似の市場単価

補正係数の算出

※ ポンプ打設 = (参考歩掛り コンクリート打設手間 ブーム式) × 0.5 + (参考歩掛り コンクリート打設手間 配管式) × 0.5

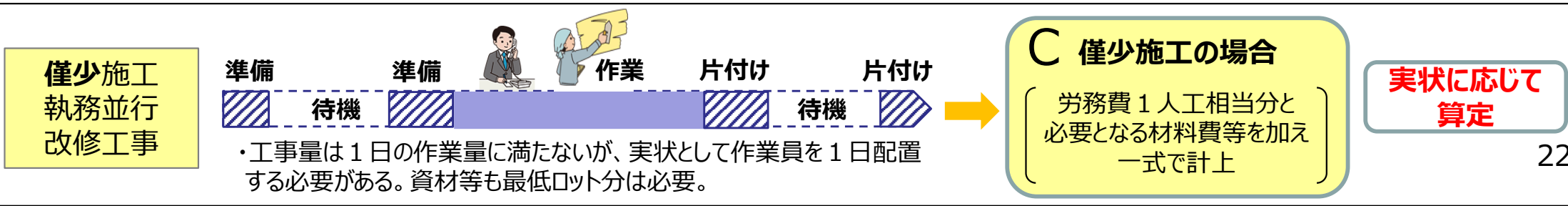
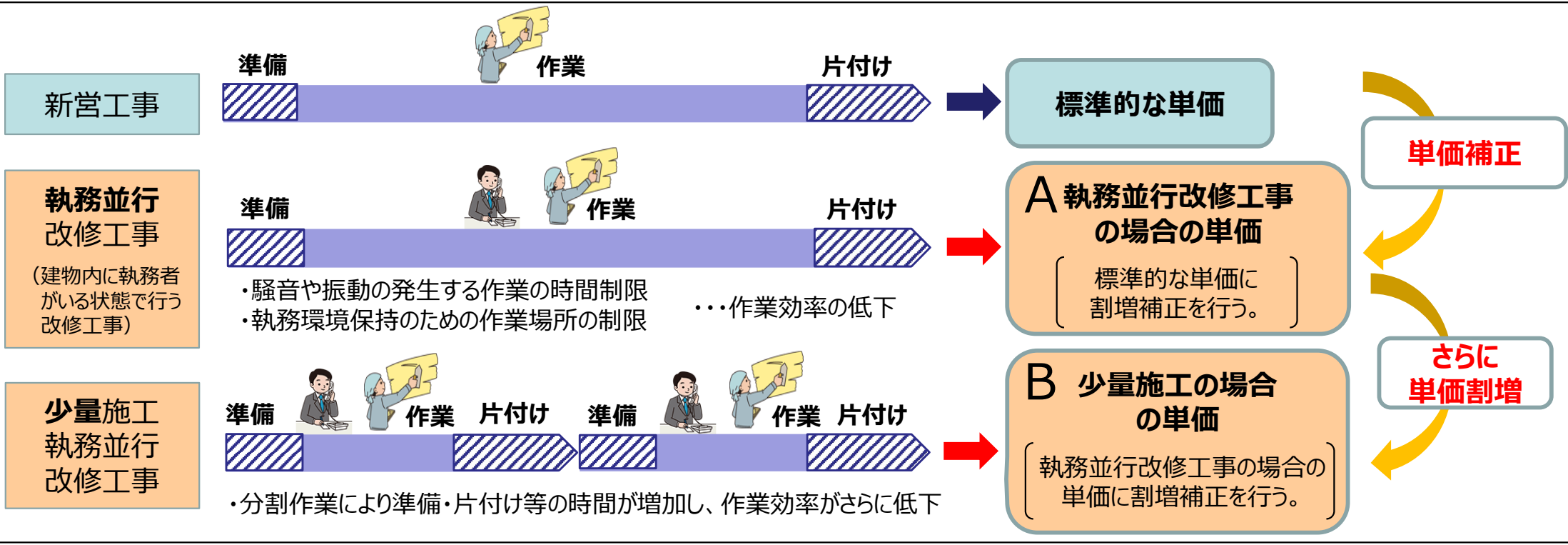
少量、僅少等の場合の単価補正等 [1]

※「営繕工事における適切な施工条件の明示及び積算について」(R1.10.25国営積第4号)より https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000048.html

○現場施工上必要と考えられる費用を適切に計上

【改修工事における単価補正等】

- A 執務並行改修の場合、複合単価及び市場単価の**単価補正**を行う
- B 改修工事で**施工数量が少量**の場合、Aの単価にさらに**単価割増**を行う
- C 改修工事で**施工数量が僅少**の場合、現場で**実際に必要な労務費・材料費等**を計上する



少量、僅少等の場合の単価補正等 [2]

※記載された単価は参考単価です。実際の積算においては最新の単価をご利用ください。

建築内装改修における単価割増の例（ビニル床タイル）

執務並行改修の場合、複合単価及び市場単価に（工種毎に定めている※¹）改修補正率を乗じる

各部位の施工数量※²が概ね100㎡以下（少量施工）の場合、さらに割増係数を乗じる。

新営工事を対象とした標準的な単価

A. 執務並行改修工事の場合の単価補正

B. 少量施工の場合の単価割増

市場単価
(半硬質 厚さ2.0 コンポジションビニル床タイルKT 一般床)
1,870円/㎡

「内外装（ビニル床材）」工事の補正率
単価 1,870円/㎡ × **1.08** ÷ **2,020円/㎡**

割増係数1.3の場合
単価 2,020円 × **1.3** ÷ **2,630円/㎡**

「少量施工を考慮した割増係数」の考え方の目安

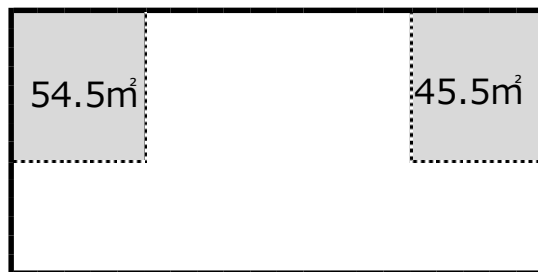
営繕工事における適切な施工条件の明示及び積算について
https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000048.html

施工数量が概ね100㎡以下

- ・ 点在する場合はその合計
- ・ 制約条件等により連続作業不可の作業場所が点在する場合は、概ね5か所未満

割増係数：「1.3」

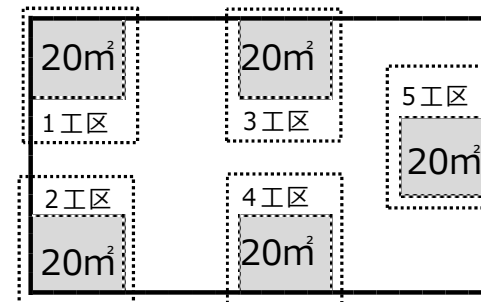
施工数量（合計）が100㎡、作業場所が2か所の例



施工数量が概ね100㎡以下であるが、制約条件等により連続作業不可の作業場所が概ね5か所以上で点在する、作業時間が極めて限られる、作業空間が著しく狭い等の制限によって施工効率が著しく低下する場合

割増係数：「1.3超～2.0程度」

施工数量（合計）が100㎡、作業場所が5か所の例



※1 工種毎の補正率については、「公共建築工事積算基準等資料」第4編 第1章 9改修工事の取り扱い 表A-1 表E-1 表M-1 を参照

※2 床、壁、天井部位ごとの同種工事の合計

少量、僅少等の場合の単価補正等 [3]

※記載された単価は参考単価です。実際の積算においては最新の単価をご利用ください。

各部位の施工数量が概ね10㎡以下（僅少施工）の場合の算定例（ビニル床タイル）

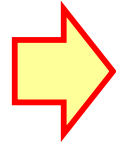
労務費1人工相当分と、必要となる材料等を加えて一式計上する

僅少施工を考慮しない場合

(半硬質 厚さ2.0 コンポジションビニル床タイルKT 一般床)

$$\text{単価} 2,020\text{円}/\text{m}^2 \times 10\text{m}^2 = 20,200\text{円}$$

C. 僅少施工の場合の単価



68,200円

＜内訳＞	材料費	ビニル床タイル	10,290円※1
		接着剤	900円※2
	労務費	内装工 (1人工)	37,950円※3
		専門事業者等の諸経費 (労)	17,836.5円※4
		専門事業者等の諸経費 (労以外)	1,230.9円※5

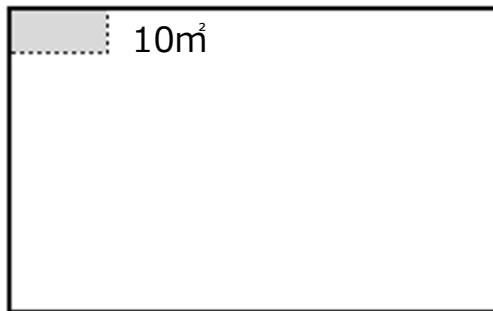
- ※1 10.5㎡×980円/㎡ (材料の切り無駄等として5%を見込む)
- ※2 3kg ×300円/kg (0.3kg/㎡×10㎡=3kg)
- ※3 1人・日×1.15×33,000 円 (1人・日×執務並行改修割増※6 ×公共工事設計労務単価)
- ※4 37,950 円×0.47 (労務費×専門事業者等の諸経費 (労) の率)
- ※5 (10,290円+ 900円)×0.11 (材料費×専門事業者等の諸経費 (労以外) の率)
- ※6 「公共建築工事積算基準等資料」第4編 第1章 9 表A-1 表E-1 表M-1

「僅少施工を考慮した積算」の考え方の目安

営繕工事における適切な施工条件の明示及び積算について
https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000048.html

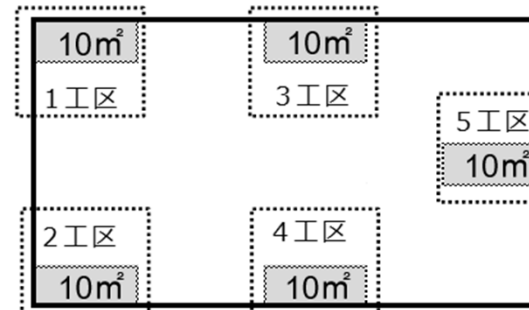
○施工条件等により施工数量が僅少（概ね10㎡以下）となる場合は僅少箇所あたり労務費 1 人工を計上する※7

施工場所が 1 カ所の例



労務費
1 箇所 × 1 人工・日 / 箇所 =
1 人工

施工場所が 5 カ所（連続作業不可）の例



労務費
5 箇所 × 1 人工・日 / 箇所
= 5 人工

○材料費は、施工に最低限必要な単位の費用を実情に応じて算定する（例：塗料の数量をメーカー販売単位を踏まえ設定）

○建築に付随する設備工事で、施工場所が点在する場合は、僅少施工として取り扱う

※7 施工の実情に応じて半日分として0.5人工を計上する場合もある。また、施工数量が僅少となる部分が点在（5カ所程度以上）し、労務費が過大となり実情が合わないと考えられる場合は、改修割増複合単価及び改修割増市場単価に割増を行うことに対応する（1.3～2.0の範囲で適切に設定）。

見積単価の適切な設定

- 見積依頼時に**見積りの対象範囲、施工条件等を見積作成者に正確に伝え**、適切な見積書を収集すること。
- 収集した見積書が適切な内容となっているか確認したうえで、**ヒアリング等により実勢価格帯を把握**し、見積書の価格を適切に設定すること。（発注者が妥当性を確認していない独自の乗率等を考慮して価格を設定する運用は、公平性・透明性を損なうおそれが高く、ひいては、実質的に歩切りと類似する結果を招く※¹おそれがあることから、これを厳に行わないように徹底※²すること。）

製造業者等への見積依頼

➤ **以下の資料を提示し、見積りを依頼**

① 見積依頼書

物件に関する情報を取りまとめた書類
 (記載項目例)
 工事場所、予定工期、構造・規模、施工条件、
 見積有効期限、等

② 見積条件書

見積範囲に含める(含めない)事項を明確にした書類
工事範囲に含める(含めない)事項を明確にし、発注者の意図する見積対象範囲、施工条件等を見積作成者へ正確に伝える

③ 設計図書

見積りに必要な図面、等

④ 見積書表紙

必要に応じて

⑤ 参考数量



見積書の内容、価格の確認等

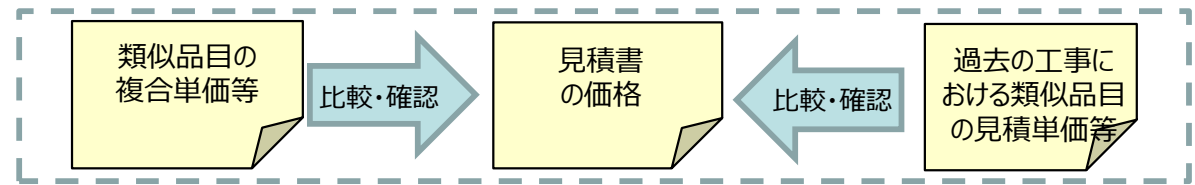
見積書の内容の確認※³

※³ 発注者側が提示した条件との適合確認等

- ・ 見積依頼書、見積条件書、設計図書等に基づき、**見積書の内容に過不足がないか**
- ・ 施工実態を踏まえて、**材料費や労務費などに過不足がないか**

見積書の価格の確認等

- ・ **ヒアリング等による実勢価格帯の把握**
- ・ 類似品目の複合単価や、刊行物、カタログ等掲載の類似品目の単価等と比較
- ・ 過去の工事で個別に設定した類似品目の見積単価等と比較（価格変動の動向や施工条件の違いに留意）



- ・ 実勢価格帯の把握
- ・ 見積書の価格の補正

見積単価の適切な設定

特殊な工法等の採用について

特殊な工法等を採用する場合、入札参加者が見積りできない事や、極端に高い(安い)価格となり、不調・不落の要因になることも考えられるため、慎重に検討する必要がある

※¹ いわゆる「単価歩切り」

※² 令和7年4月10日付け総行第107号、国不入企第1号「公共工事の入札及び契約の適正化並びに円滑な施工確保に向けた取組について」(抜粋)
 (参考)「歩切り」の廃止に係る最新の取組については、国土交通省のウェブサイト(ホーム>政策・仕事>土地・不動産・建設業>建設産業・不動産業>「歩切り」の廃止による予定価格の適正な設定について)を参照のこと https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00018.html

見積活用方式の採用

○ 見積活用方式は、円滑な事業執行を目的に、公共建築工事積算基準類に基づく価格と実勢価格に乖離が生じていると考えられる項目について、入札参加者から提出される見積価格を用いて予定価格を設定する方式

※「営繕工事において入札参加者に見積りの提出を求め活用する方式「見積活用方式」の試行について」(平成26年2月6日付国営計第118号)より

営繕工事における「見積活用方式」の活用

https://www.mlit.go.jp/gobuild/mitsumori_manyuaru.html

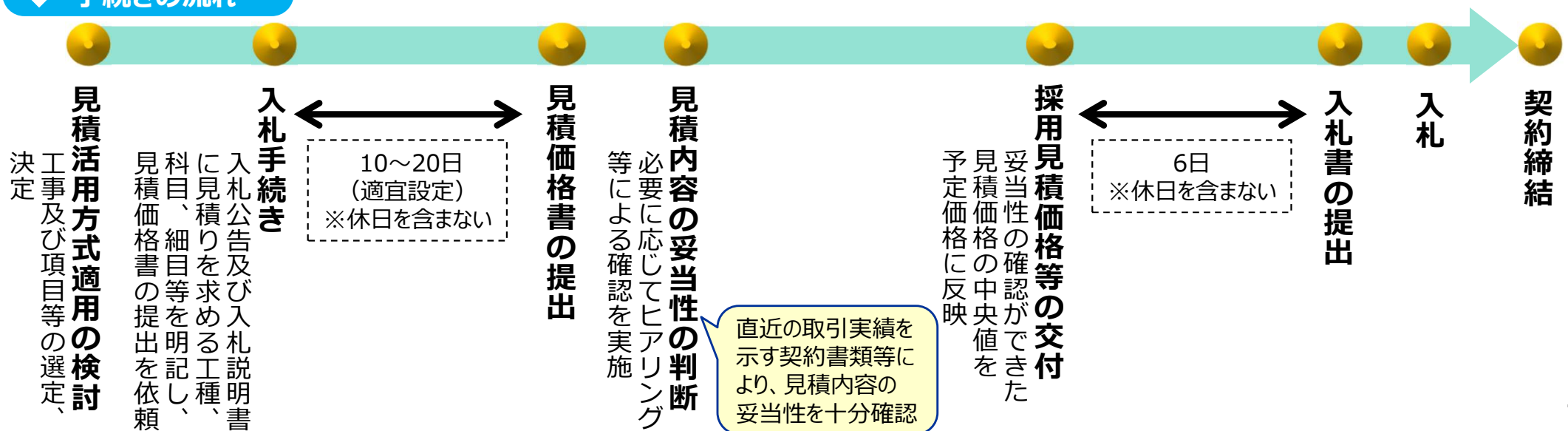
◆ 対象工事

- (1) 公共建築工事積算基準類に基づく価格（以下、「標準積算」）と実勢価格の間において乖離が生じ、不調・不落になった工事
- (2) 過去に不調・不落になった工事と同種及び類似工事、又は標準積算と実勢価格との乖離が生じるおそれのある項目等を有する工事（当初発注からも適用可能）

◆ 対象工種

直接工事費のうち、現場条件等から標準積算の材料単価、複合単価、市場単価、単位施工単価及び見積単価に乖離がある項目並びに共通仮設費、現場管理費の積み上げ分等

◆ 手続きの流れ



共通仮設費の積み上げ [1]

- 新営工事において、荷揚用揚重機械器具が設計図書に条件明示されていない場合、「公共建築工事積算基準等資料」に基づき機種や存置日数等を設定するとともに、必要となる費用を積み上げることができる※

※建築物の規模等によっては、「公共建築工事積算基準等資料」では設定できない場合がある。その場合は、設計図書において条件明示したうえで、費用を積み上げる。

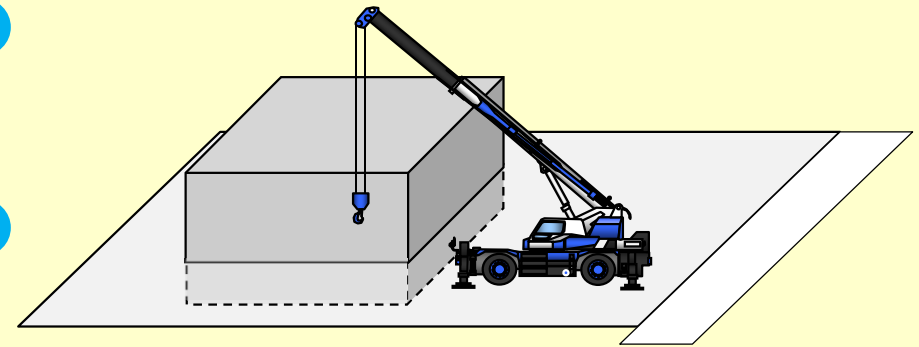
積み上げ例 1 RC造 2階建て（地下1階）建築面積1,500m²

◆ 躯体用 ラフテレーンクレーン25t×1台×65日

地上躯体	規格 ラフテレーンクレーン25t×1台、存置日数 46日
地下躯体	規格 ラフテレーンクレーン25t×1台、存置日数 19日

◆ 仕上用 ラフテレーンクレーン16t×1台×24日

地上仕上	規格 ラフテレーンクレーン16t×1台、存置日数 11日
地下仕上	規格 ラフテレーンクレーン16t×1台、存置日数 13日



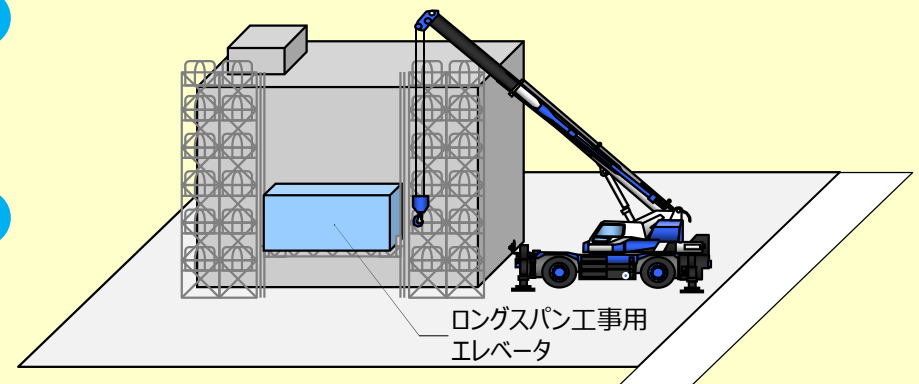
積み上げ例 2 RC造 5階建て（塔屋1階）建築面積750m² 塔屋面積80m²

◆ 躯体用 ラフテレーンクレーン25t×1台×60日

地上躯体	規格 ラフテレーンクレーン25t×1台、存置日数 56日
塔屋躯体	規格 ラフテレーンクレーン25t×1台、存置日数 4日

◆ 仕上用 ロングスパン工事用エレベータ 1t未満×1台※²×133日

地上仕上	規格 ロングスパン工事用エレベータ 1t未満×1台、存置日数 133日
------	-------------------------------------



※1 存置日数の端数処理は、小数点以下第一位を切上げた整数とする。

※2 建築面積1,000m²ごとに1台とする。

共通仮設費の積み上げ [2]

- 建物規模（延床面積）は同じであっても、建物形状、敷地形状等が違くと、必要となる揚重機や交通誘導警備員数は異なる場合がある
- 施工条件を踏まえた共通費の算定に当たっては、**設計図書への適切な施工条件の明示、及び条件明示に応じた共通費の積み上げが重要**

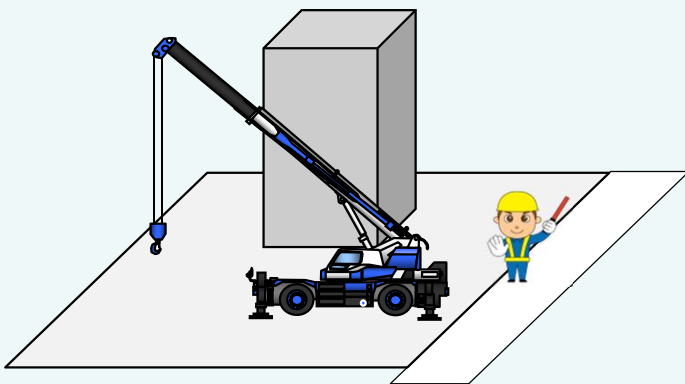
ケース1

【現場条件】

- ◆ 階数が多い、敷地に余裕有り、前面道路は交通量少ない

【揚重、交通誘導の共通仮設】

- ◆ ラフテレーンクレーン1台、6ヶ月設置
- ◆ 交通誘導警備員1名、13ヶ月配置



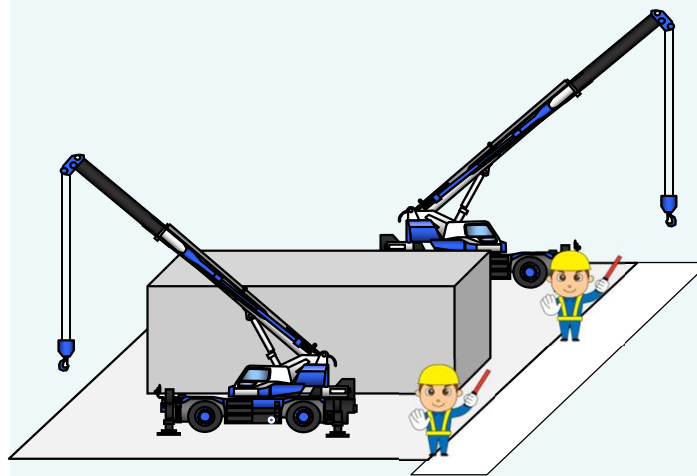
ケース2

【現場条件】

- ◆ 建築面積が大きい、敷地に余裕有り、前面道路は交通量多い

【揚重、交通誘導の共通仮設】

- ◆ ラフテレーンクレーン2台、4ヶ月設置
- ◆ 交通誘導警備員2名、10ヶ月配置



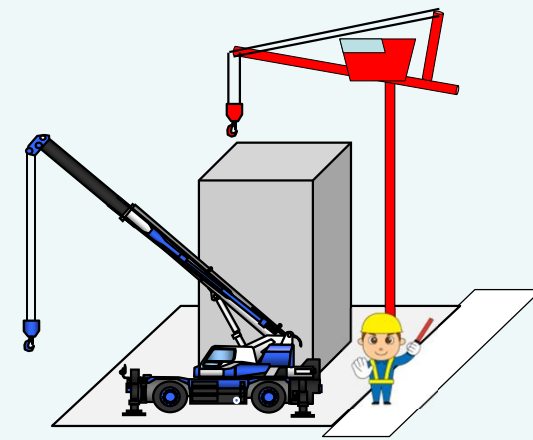
ケース3

【現場条件】

- ◆ 階数が多い、敷地が狭い、前面道路は交通量少ない

【揚重、交通誘導の共通仮設】

- ◆ タワークレーン1台、6ヶ月設置
- ◆ ラフテレーンクレーン1台、2ヶ月設置
- ◆ 交通誘導警備員1名、13ヶ月配置



【共通仮設費】 ケース1と比較

- ◆ 揚重 **1.33倍**
- ◆ 交通誘導 **1.54倍**

- ◆ 揚重 **1.45倍**
- ◆ 交通誘導 **1.00倍**

施工条件の明示と数量書への反映 [1]

※「施工条件明示について」(平成14年5月30日付国営計第24号)より

施工条件明示 明示項目及び明示事項 (案)

明示項目	明示事項
工程関係	<ol style="list-style-type: none"> 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工期等に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容並びに他の工事の内容及び開始又は完了の時期 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容並びに成立見込み時期 関係機関、自治体等との協議の結果、特定の条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、影響を受ける部分及び内容 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 設計工程上見込んでいる休日日数以外の作業不能日数等
用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 施工のための仮用地等として施工者に、官有地等を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等防止）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等の指定が必要な場合は、その内容 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等が予測される場合、又は、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後等調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事において施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 一般道路を搬入、搬出路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 搬入、搬出路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> 仮道路の仕様と設置期間及び工事終了後の処置

明示項目	明示事項
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 仮設備の構造、工法及びその施工範囲を指定する場合は、その構造、工法及びその施工範囲 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> 建設発生土が発生する場合は、その受入場所及び仮置き場所までの距離等及び処分又は保管条件 建設副産物の現場内での再利用又は減量化が必要な場合は、その内容 建設副産物及び産業廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離等の処分条件
工事支障物等	<ol style="list-style-type: none"> 地上、地下等における占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 地上、地下等の占用物件に係る工事期間と重複して施工する場合は、その工事内容、期間等
排水関係	<ol style="list-style-type: none"> 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合は、その工法、処理の方法、放流先、予定される排水量、水質基準及び放流費用 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 周辺環境に与える影響の調査が必要な場合は、その内容
その他	<ol style="list-style-type: none"> 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件及びその内容等 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 工事用水及び工事用電力等を指定する場合は、その内容 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期

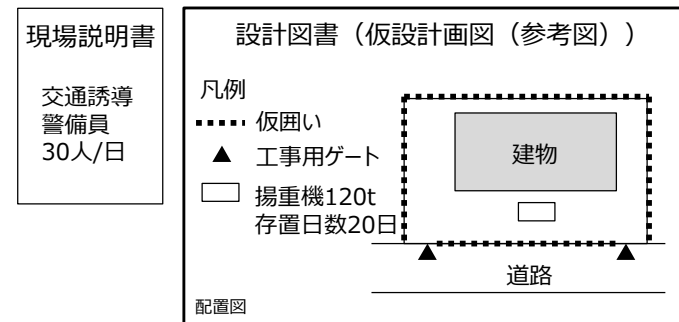
施工条件の明示と数量書への反映 [2]

※「官庁営繕事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的方策について」(令和2年1月31日付国営計第98号他)より

○ 現場実態を踏まえ、標準的な施工計画では実施が困難と考えられる場合や作業範囲や手順が限定される場合等には、設計図書等において発注者の考え方を明示するとともに、数量書に反映する

共通仮設費積み上げ項目の条件明示と数量書への反映例

交通誘導警備員、仮囲い、揚重機械器具等が明示された場合、入札時積算数量書の共通仮設費（積み上げ分）に反映する。



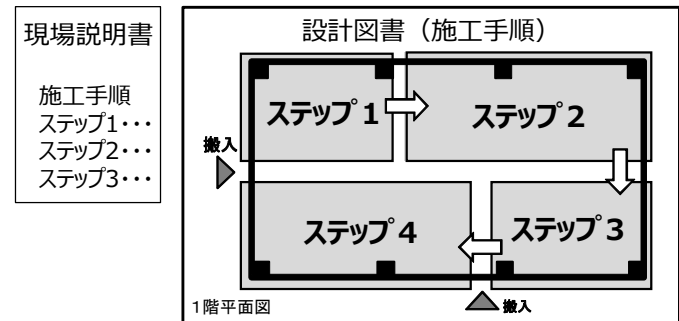
数量書
反映例

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
共通仮設費 (率による算定)	※共通仮設費率による算定		1 式			
小計						
共通仮設費 (積み上げ分)	※積み上げによる算定					
仮囲い	成形鋼板 H=3.0m 存置期間31ヶ月 運搬費共	76.8	m			
工事用ゲート	キャストゲート W3.0m×H1.8m 存置期間31ヶ月 運搬費共		1か所			
揚重機械器具			1 式			別紙00-001
交通誘導警備員 B			30 人			
小計						
計						

設計図書等に揚重機械器具の能力や設置期間等について明示された場合、入札時積算数量書別紙明細を作成

改修工事の工程（作業範囲及び手順）等に関する条件明示と数量書への反映例

改修工事の工程等に関して明示された場合、作業範囲毎に区分した入札時積算数量書を作成する。



数量書
反映例

1.建物 1) 庁舎		内装改修		改修 ステップ1		
名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
ビニル床シート	無地 厚さ2.5 一般床 熱溶接工法	40.0	m ²			
ビニル幅木	高さ60	22.5	m			
壁 せっこうボード張り (GB-R)	厚12.5 不燃 鋼製、木、ボード下地 継目処理	65.3	m ²			
天井 せっこうボード張り (GB-R)	厚12.5 不燃 突付け	40.0	m ²			
計						

施工手順毎に分けて数量書を作成

複数工区等に分割されるため、小規模、僅少数量に応じた単価設定が必要

適切な工期設定と柔軟な工期延長

適切な工期設定に関する配慮事項（公共建築工事における工期設定の基本的考え方※）

※ 中央官庁及び都道府県政令市の営繕担当課長で構成される会議で取りまとめ

発注者の責務

発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた適切な工期を設定するよう努めるものとする。

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」参照。

発注者は、「適切な工期」を設定するために、以下の事項に取り組む。
 なお、工事費が工期に連動することに留意する。

① 工期確保の方策

- 事業全体の工程が的確に進捗するよう、調整等に要する期間を十分想定した上で、適切に事業の企画を行う。
- 工事実施に複数年を要するものについては、債務負担行為の積極的な活用等の措置を講ずる。

② 工期設定のための留意事項

- **自然的要因**（多雪、寒冷、多雨、強風、猛暑等）、**社会的要因**（労働事情、建設資材の調達事情、交通事情など）、**休日**等による**不稼働日**を踏まえる。
- 特定の**施工条件**は**設計図書**に明示する。
- 設備の最終調整や各検査などを考慮する。
- **過去の実績**等を参考にしつつ、**実情**に応じた**工期**を設定する。

③ 工期の変更

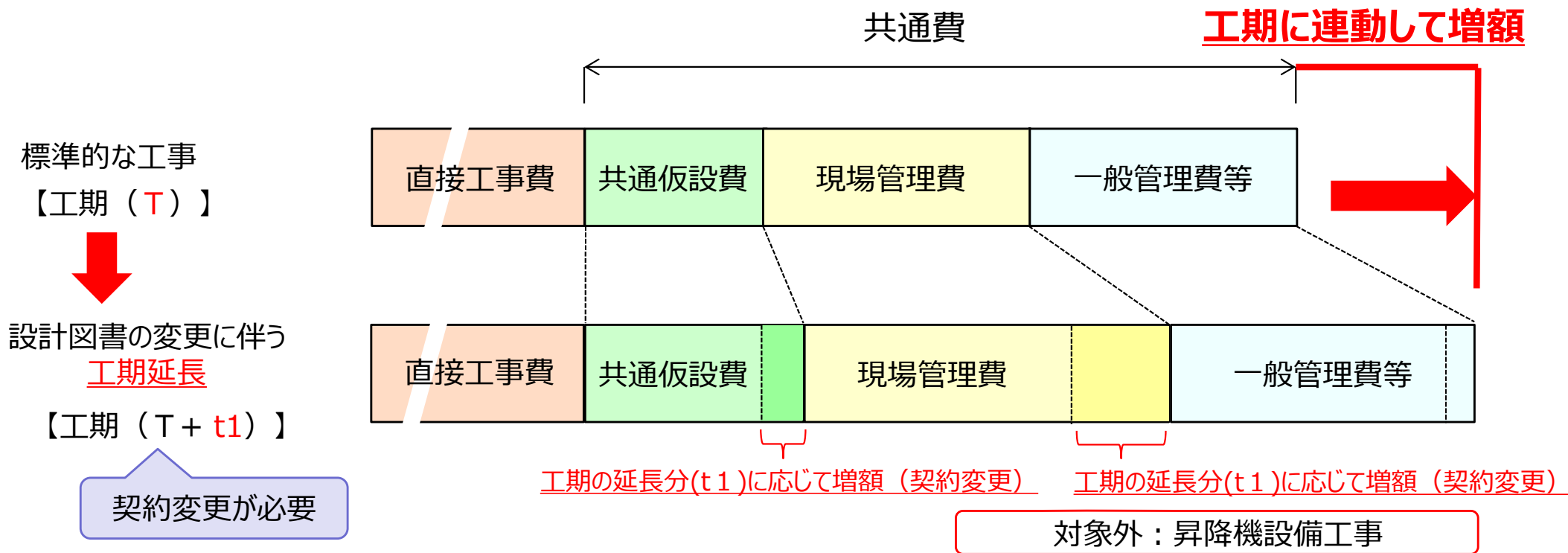
当初発注時には予期できない施工条件や環境などに変化が起きた場合は、契約書に則り、**設計変更等**を適切に実施し、その結果必要となる場合には**工期の変更**を行う。

工期連動型共通費積算方式

工期延長に対応した共通費（共通仮設費、現場管理費）の算定

※「公共建築工事共通費積算基準」より

◆「工期連動型共通費積算方式」



◆ 工期の影響を受ける主な項目

共通仮設費

- 仮設建物費（現場事務所等） …… 仮設建物の設置期間の長短により費用が変動
- 動力用水光熱費（工事用電気、水道料金） …… 動力用水光熱使用期間の長短により費用が変動 等

現場管理費

- 従業員給料手当（現場従業員等の給与） …… 現場従業員等の現場従事期間の長短により費用が変動
- 法定福利費（現場従業員等に関する法定福利費事業主負担額） …… 現場従業員等の現場従事期間の長短により費用が変動 等

工事の一時中止に伴う増加費用の積算 [1]

- 工事請負契約書第20条により、発注者が工事の一時中止を指示した場合、必要があると認められるときは、請負代金額又は工期を変更し、一時中止に伴う増加費用を適切に計上

手続きの流れ (参考)

① 一時中止の通知 【(総括監督員等(上申)) → 発注者 → 受注者】

- ★ 一時中止の理由、一時中止の内容（工事の工種等、工事区域、中止期間、等）、中止期間中の工事現場の維持・管理等の基本的事項（最小限必要な管理体制等）について通知
- ★ 中止期間中の維持管理に関する基本計画書の提出を依頼

② 基本計画書の提出・承諾 【受注者→発注者】

- ★ 基本計画書には、中止期間中の業務内容や現場体制等を明記
→ 技術者の実施作業等について、特に留意する

③ 基本計画書に基づく工事現場の維持・管理 【受注者】

- ★ 実施内容の証明資料等（作業報告書、増加費用の根拠資料、等）の取りまとめ

④ 工事再開の通知 【発注者 → 受注者】

- ★ 中止期間の確定

⑤ 工事の一時中止に伴う増加費用の請求、根拠資料等の提出 【受注者 → 発注者】

- ★ 増加費用の適用は受注者からの請求があった場合に適用

⑥ 工事の一時中止に伴う増加費用の協議・承諾 【発注者 → 受注者】

工事の一時中止に伴う増加費用の積算 [2]

工事の一時中止に伴う増加費用として計上する費用

◆ **工事体制の縮小に要する費用**

中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するために要する費用

→ **工事現場で不要となった機械器具、労務者、技術職員の配置転換等**

◆ **工事現場の維持に要する費用**

中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えるために必要とされる費用

→ **機械器具、労務者、技術職員の保持等**

◆ **工事の再開準備に要する費用**

工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするために要する費用

→ **工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入等**

○工事の一時中止に伴う増加費用の項目(例)

工事体制の縮小に要する費用

工事現場の維持に要する費用

工事の再開準備に要する費用

監督員事務所・現場事務所・外部足場・仮囲い等の仮設物

バックホウ・クレーン車等の建設機械・器具等

交通誘導警備員・巡回警備員等の労務者（労務費等）

現場代理人・監理技術者等の
技術職員（人件費等）

材料の倉庫保管・入出庫

中止期間中の水道光熱電力等

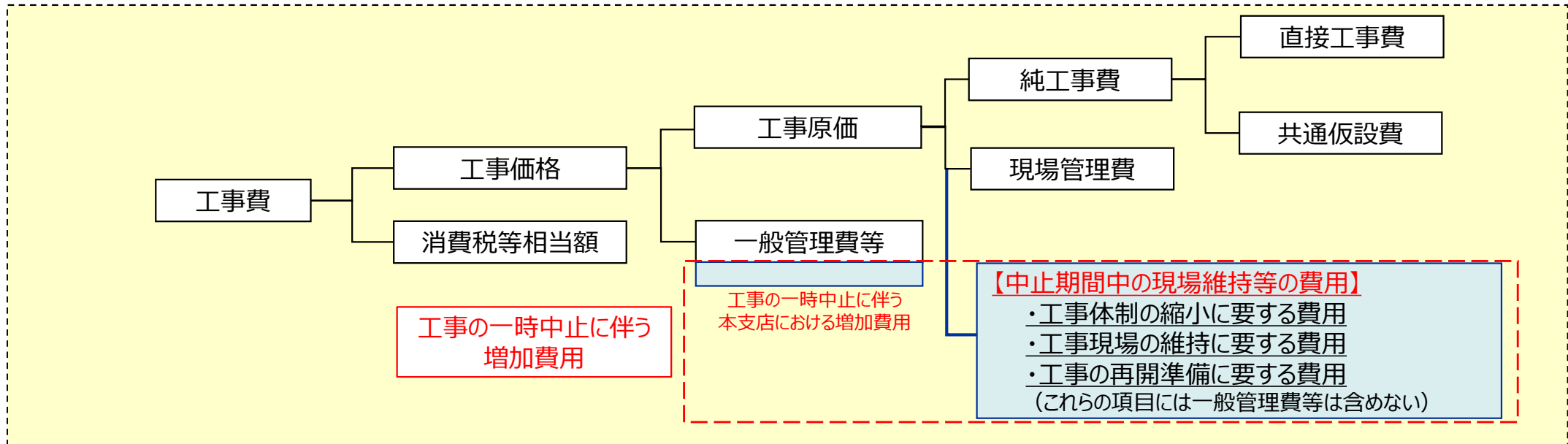
一時中止に起因する工事内容
の再検討等（人件費等）

上記を実施するために必要な本支店等の費用（一般管理費等率により算定）

工事の一時中止に伴う増加費用の積算 [3]

工事の一時中止に伴う増加費用の内訳書の構成

- 「中止期間中の現場維持等の費用」は、当初設計の工事費や一時中止の要因に伴う設計図書の変更に要する費用とは**区別して、工事原価の一部として計上し、一般管理費等の対象とする**



積算上の留意事項

- 基本計画書に基づき、受注者からの増加費用に係る見積りを参考に積み上げ。仮囲い等の仮設、交通誘導警備員等の当初契約の予定価格の作成時に積み上げて算定したものは、当初契約時の積算の方法により積み上げ
 - ※ 「受注者の請求金額」=「発注者の算定額」となるものではないことに留意
- 「工事の一時中止に伴う本支店における増加費用」は、「中止期間中の現場維持等の費用」と当初発注の工事原価の合計金額に対応する一般管理費等を求めた後、当初発注の一般管理費等を控除した額
- 工事の全体の施工を中止する場合（一時中止）と、工事の一部の施工を中止する場合（一部一時中止）では、増加費用として適用する範囲が異なるため、十分な協議を行い、増加費用の適用範囲を決定

営繕工事積算チェックマニュアルの活用

営繕工事積算チェックマニュアルとは

https://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryu_sekisan_unnyou.htm#s6

- ◆ 発注者、積算業務受注者双方が、工事費積算の作業過程で各々チェックすべきポイントをチェックリスト化したもの。
- ◆ 積算数量の拾い忘れや違算の防止に有効で積算精度向上を目的として作成。

積算作業におけるチェックフロー(例)

積算業務受注者の作業

チェックリストの事前確認

各チェックリストの内容を着手前に把握

各チェックリストを一読し、事前に求められている内容を把握

設計図書の確認

①基本情報チェックリスト

適用基準、設計図書に記載された積算上の条件について確認

数量算出書作成

②数量算出チェックリスト

仕様・規格ごとに留意すべき事項について確認

(例) コンクリート種別、設計強度、スランプ等により区分して算出する。

数量調書作成

③数量調書チェックリスト

仕様・規格ごとに留意すべき事項・数量が少量等の場合に留意すべき事項について確認

見積書等関係資料作成
単価資料の収集・作成

④数量チェックシート(建築工事のみ)

計上する積算数量について、過去の工事等から算出された数値指標と比較

(例) コンクリート総量は床面積×(0.8~1.0)の範囲。

成果物作成

⑤単価資料等チェックリスト

単価資料等の作成時に、適用条件や見積書の項目等、積算上留意すべき事項について確認

(例) 物価資料等で当該地域の生コン単価を採用し資料を作成する。

⑥総括チェックリスト

責任者による審査時や発注者に進捗状況を報告するにあたり留意すべき事項及び数量に関する基礎的事項の確認及び各段階・成果物提出前に各チェック内容に漏れが無いかの確認並びに管理技術者による総括事項の確認

(成果物受領)

発注者の作業

単価等の設定

⑦単価等設定チェックリスト

単価等設定時に、留意すべき事項を確認

(例) 交通誘導警備員の「専門工事業者等の諸経費」を適切に計上する。

工事費内訳書の作成

①~⑦のチェックリスト、チェックシート

チェックの内容を活用し、内訳書の内容を確認

木造建築物の適切な数量算出 [1]

低層・小規模の木造建築物における木材の数量は、「公共建築数量積算基準」に基づき、部位、部材、仕様、寸法等ごとに所要数量又は設計数量により算出する




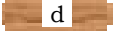

木躯体 (所要数量により算出)

製材、集成材 (柱、梁、土台等)

○ 「木取り」※の考え方に基づき、複数の部材を組み合わせて必要となる製材等の本数を計算したうえで、数量(体積)を算出する






【4mの定尺材をベースとした所要数量の計算例】

①製材等の部材リスト作成 (設計数量)

柱 120×120	
杉 E70 SD20	
	2,500×4本
	1,800×2本
	1,300×2本
	1,100×1本
	800×1本

②各部材を組み合わせ、木取りを行う

→ 4m定尺材 ×5本

	$a+c = 2.5m+1.3m = 3.8m$
	$a+c = 2.5m+1.3m = 3.8m$
	$a+d = 2.5m+1.1m = 3.6m$
	$a+e = 2.5m+0.8m = 3.3m$
	$b+b = 1.8m+1.8m = 3.6m$

③数量算出 (所要数量)

$$0.120 \times 0.120 \times 4.00 \times 5本 = 0.2880m^3$$

[数量書表記]

柱 構造用製材 杉 E70 SD20
120×120×4000
部材長さ:18.1m
部材本数:10本
数量:0.3m³

- 同じ仕様等の部材ごとに計算する
- 特記が無い場合、仕口長さは片側当たり0.05mとし、継手長さは0.15mを標準とする

- 部材長さの合計が3.95m以下で最も大きな値となる組み合わせを決定し、必要となる製材等の本数を計算する
- 製材等の長さは、3m以上を1mごとに区分する

- 製材等の数量(体積)
= 1本当たりの体積×本数
= (設計寸法の断面積×部材長さ) ×本数

※木取り

規格の長さの製材から1本又は複数の部材を挽き出すこと

【参考】木造建物数量木取り計算プログラム 一般財団法人建築コスト管理システム研究所

木取りによる木材の所要数量を求めることができるツール

https://www.ribc.or.jp/kidori_order/scripts/Top.cgi?ExecSessionRetry=1

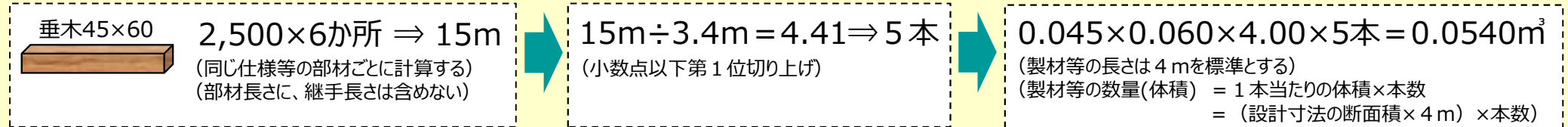
木造建築物の適切な数量算出 [2]

木躯体 (所要数量により算出)

製材、集成材 (垂木、桁行筋交い、根太等)

- 同じ仕様の部材の長さを合計し、その結果を3.4mで除して製材等の本数を計算したうえで、数量(体積)を算出する

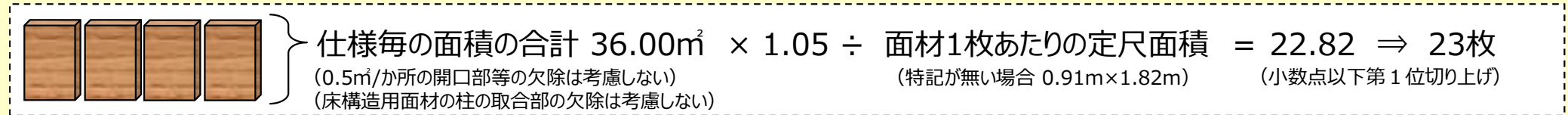
【所要数量の計算例】



構造用合板

- 設計図書により計算した面積を5%割り増し、その結果を面材1枚当たりの定尺面積で除して数量(枚数)を算出する

【所要数量の計算例】



仕上 (設計数量での算出が標準)

主仕上

- 躯体表面の長さ^{※1} × 天井高さにより面積^{※2}を算出する

仕上下地

- 床・天井の骨組下地、胴縁、下地合板等は主仕上の面積とする

附合物

- 幅木、回縁、ボーダー等は主仕上面の寸法から長さ^{※3}を算出する
- 建具、押入れ、陸ひさし等は箇所数を算出する

間仕切下地

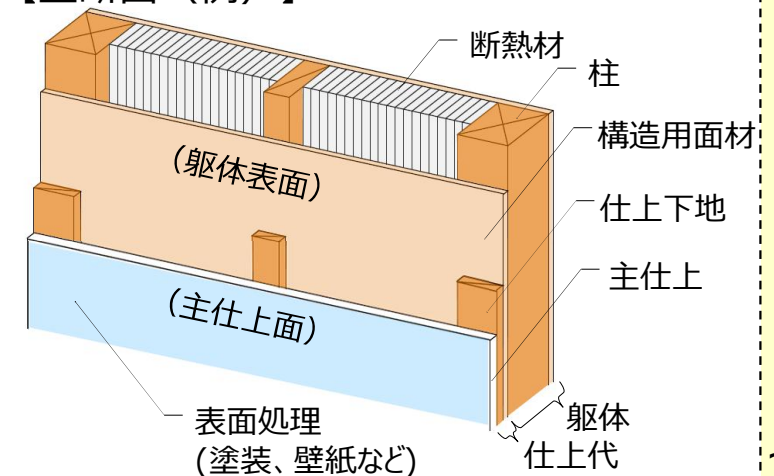
- 躯体表面の面積^{※2}とする

※1 仕上代が0.05mを超える場合は主仕上の表面の寸法

※2 0.5m²以下/か所の建具・器具等の開口面積、幅0.05m以下の附合物及び0.05m以下の凹凸は考慮しない

※3 開口部による欠除が1か所当たり0.5m以下の場合は考慮しない

【壁断面(例)】



設計変更ガイドラインの適切な運用

※「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」（平成27年5月（令和2年6月一部改定））より

「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」の適切な運用

国土交通省は、営繕工事の発注において公共工事の品質確保に関する基本理念にのっとり、関係機関等との協議を調え、適切な工期で円滑かつ効率的な事業執行に資するよう、平成26年3月『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（以下、26年版ガイドライン）』を策定した。

- ◇構成 ・ 「設計変更ガイドライン」＋「工事一時中止ガイドライン」
- ◇内容 ・ 設計変更及び発注者の事由に基づく工事一時中止における留意事項等
- ◇目的 ・ 発注者と受注者双方の責任の明確化、透明性の向上、円滑な事業実施
・ 発注者と受注者双方が工事の施工に際しての共通認識の形成

品確法の改正（平成26年6月施行）



基本理念の追加（将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手確保等）を実現するために、発注者の責務が明確化されたことを受け、業界団体等との意見交換を行い、26年版ガイドラインに必要な見直しを施し、平成27年5月『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン』を改定した。

- ◇主な改正点 ・ 指定・任意仮設等の考え方を解りやすく表現
・ Q&Aは、ガイドライン本体から切り離し更なる充実を図り、
地方公共団体等に対して周知（H27.9月末）（平成29年3月一部改訂）

スライド条項の適切な運用 [1]

公共工事標準請負契約約款26条（スライド条項）の適切な運用

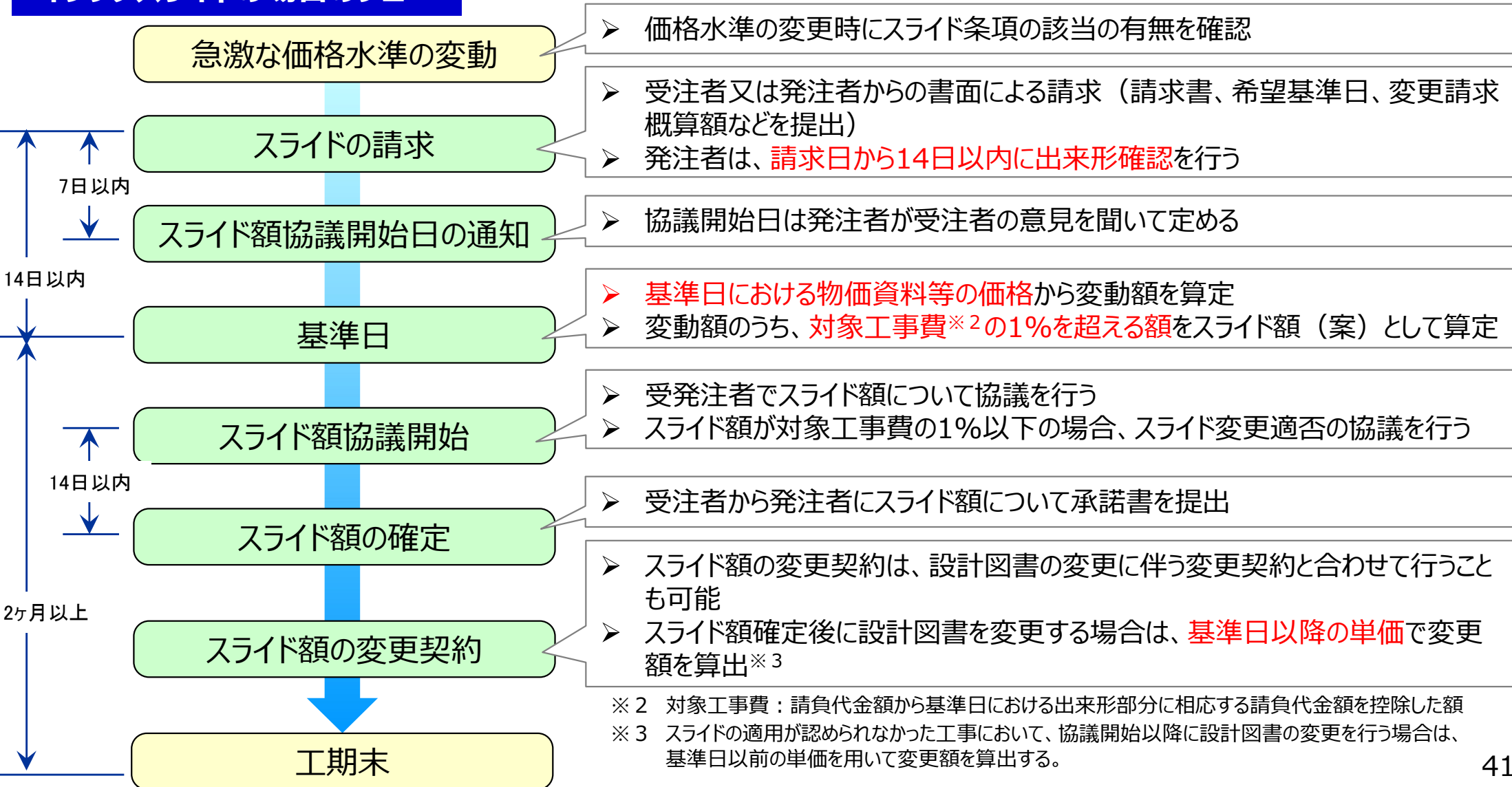
項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額 変更の 方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の 残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定 の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労 務単価等
	受発注者 の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、 全体スライド又はインフレスライド適用期間における 負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営 上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた 「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再 スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経 過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての 特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能
概要図		<p>$S = \text{全体スライド} \text{ 変更額} = A - B \times 1.5\%$ ただし、$A > B \times 1.5\%$ の場合のみ全体スライドを適用可能</p>	<p>$S = \text{単品スライド} \text{ 変更額} = A - C \times 1.0\%$ ただし、$A > C \times 1.0\%$ の場合のみ単品スライドを適用可能</p> <p>主要材料の変動額 (A) (材料費のみを対象)</p>	<p>$S = \text{インフレスライド} \text{ 変更額} = A - B \times 1.0\%$ ただし、$A > B \times 1.0\%$ の場合のみインフレスライドを適用可能</p>

【スライド額】 材料価格、複合単価、市場単価、単位施工単価及び見積単価の価格を算出する。
 ・工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)(営繕工事版)(令和7年12月) https://www.mlit.go.jp/gobuild/tanpinsuraido_eizen.html
 ・賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)(営繕工事版)(令和4年9月) https://www.mlit.go.jp/gobuild/infuresuraido_eizen.html

スライド条項の適切な運用 [2]

- 賃金水準又は価格水準の変動により、受注者からスライド条項に基づく請求※1があった場合、変更の可否について適切に判断した上で、請負代金額を変更
 - ※1 定期的な確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とされているが、請求時期を制限するものではない。

インフレスライドの場合のフロー



入札時積算数量書活用方式の導入

※「営繕工事における入札時積算数量書活用方式の実施について」（平成29年3月14日付国営積第23号他）より

- 公共工事の品質は、適正な請負代金での契約を締結すること等により確保されなければならない旨、品確法に規定されている。適正な請負代金での契約に当たっては、**適正な数量での積算が重要**となる
- 積算数量に関する協議の円滑化に資するよう、**発注者が示す数量書に疑義が生じた場合に受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し、請負代金額を変更することを契約事項**する「入札時積算数量書活用方式」を導入

入札時積算数量書活用方式のポイント

ポイント①

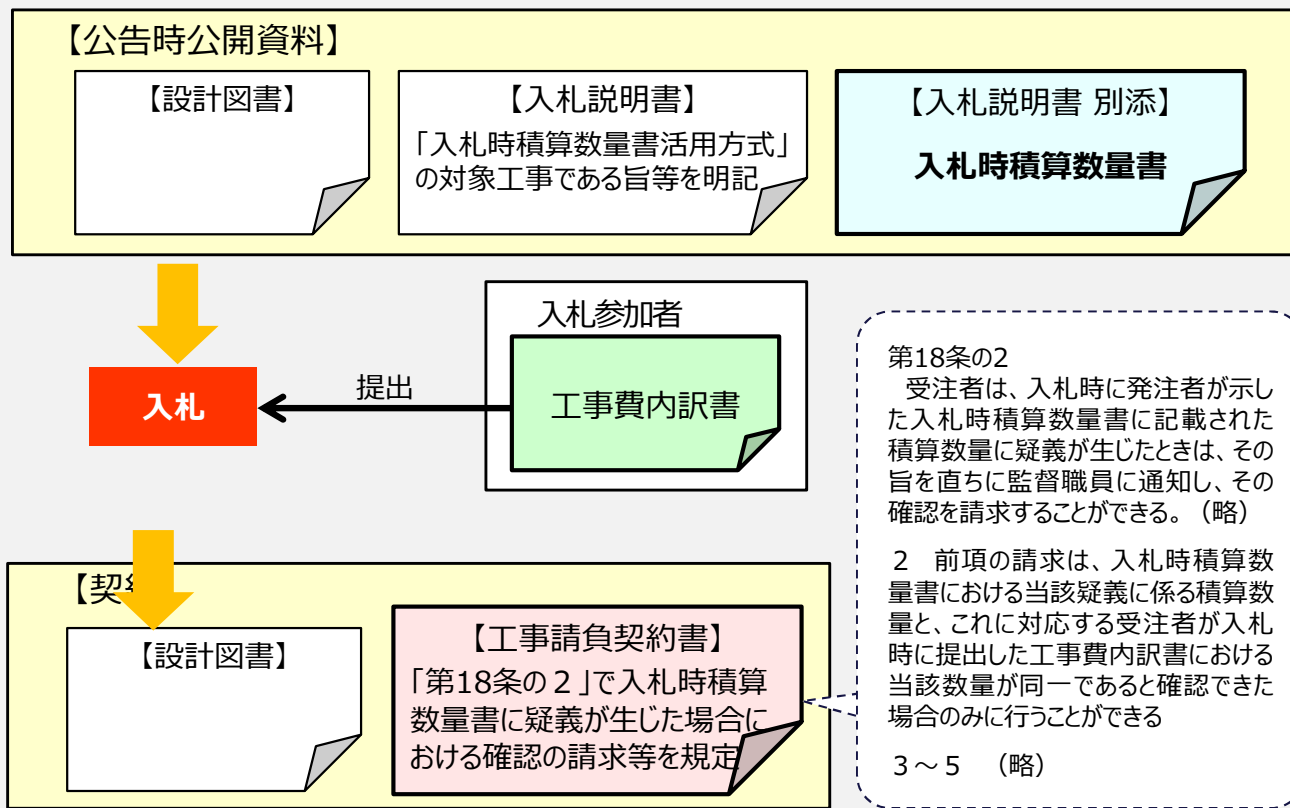
- ・ **工事請負契約書**に、入札時積算数量書の位置付けを**規定**する

ポイント②

- ・ 入札時積算数量書の数量は、協議、変更等を行う場合の**協議の基となる数量**であり、いわゆる「**契約数量**」ではない

ポイント③

- ・ 契約後、積算数量に関する協議等を行うためには、「**入札時積算数量書**」の数量と受注者の「**工事費内訳書**」の数量が**同一**である必要がある



※入札時積算数量書の数量の訂正は、工事請負契約書第19条による設計図書の変更ではない

営繕工事における猛暑対策に必要な経費等の確保関連

- 建設業における働き方改革の推進の観点から、令和6年度より、全ての営繕工事において「**猛暑による作業不能日数**」を考慮して工期を設定。工期中に実際に発生した猛暑による作業不能日数が、**当初の工期設定における見込みと著しく乖離する場合は、必要に応じて工期及び請負代金額を変更**することを可能としている
さらに、令和8年度より、猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の積算を試行する。
- 「**一般的な熱中症対策**」に係る費用については、積算基準に定める共通費の率により算定し、当初の工事費に計上。「**一般的なもの以外の熱中症対策**」に係る費用については、受発注者間で協議の上、**設計図書の変更に**より計上することを可能としている

猛暑を考慮した工期設定と労務費の割増

- 猛暑による作業不能日数（工事場所近傍の観測地点におけるWBGT値^(注)が31以上の時間を日数換算した各年の日数の過去5年分の平均）を工事発注当初の工期に見込むとともに、設計図書に明記

(注) 気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数。31以上は「危険」とされている。
(日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.4」(2022)より)

- 工期中に発生した猛暑による作業不能日数が、設計図書に明記する日数と著しく乖離し、受発注者間における協議により必要と認められる場合は、工期及び請負代金額を変更
- 猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の積算を試行

熱中症対策に関する費用の計上

- 「一般的な熱中症対策」に係る費用については、公共建築工事共通費積算基準に定める共通仮設費率及び現場管理費率に含まれており、これにより算定し当初の工事費に計上
- 「一般的なもの以外の熱中症対策」に係る費用については、対策の項目、期間等について受発注者間で協議の上、見積価格等を参考に設計図書の変更により計上

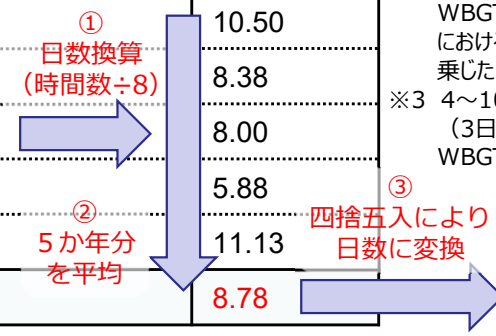
◆猛暑による作業不能日の算定方法の例

(2023年度 東京都千代田区^{※1}の場合)

○ 4～10月の全てを工期に含む場合^{※2}

年	WBGT値31以上の時間 ^{※3} (h)	日数換算(日)
2018	84	10.50
2019	67	8.38
2020	64	8.00
2021	47	5.88
2022	89	11.13
平均	-	8.78

※1 東京観測所の数値を使用
 ※2 4～10月のうち一部のみが工期に含まれる月がある場合、当該月については、WBGT値31以上の時間数に、当該月における工期に含まれる日数の割合を乗じた時間数を使用
 ※3 4～10月の各日（土日祝・夏季休暇（3日）を除く）の8時～17時のWBGT値31以上の時間



猛暑による作業不能日数 9日間

◆「一般的な熱中症対策」の例

- ・作業場用大型扇風機、作業場換気用送風機
- ・エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- ・熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
- ・遮光チョッキ、空調服
- ・ドライリスト、WBGT値の計測装置、等

◆「一般的なもの以外の熱中症対策」の例

- ・足場に設置する遮光ネット、等

復旧・復興工事の特徴・留意すべき事項を踏まえた主な対策

特徴・留意事項

対 策

単価及び価格

- ◆ 改修工事が中心
- ◆ 小規模工事を含む
- ◆ 資材・労働者の不足

実勢価格や現場実態を的確に反映した**適正な予定価格の設定**

1. 補正市場単価の採用 (P.21)
2. 少量、僅少等の場合の単価補正等 (P.22 ~ 24)
3. 見積単価の適切な設定 (P.25)
4. 見積活用方式の採用 (P.26)
5. 遠隔地からの資材調達、不足する労働者の確保に関する費用の積み上げ (P.45)

工期

- ◆ 工期の設定が困難

現場実態を考慮した**適切な工期設定及び柔軟な工期延長の対応**

1. 適切な工期設定と柔軟な工期延長 (P.31)
2. 工期連動型共通費積算方式 (P.32)

施工条件

- ◆ 施工条件の設定が困難

適切な条件明示と契約変更の実施

1. 施工条件の明示と数量書への反映 (P.29~30)
2. 設計変更ガイドラインの適切な運用 (P.39)

遠隔地からの資材調達、不足する労働者の確保に関する費用の積み上げ

○ 被災地で実施する営繕工事において、遠隔地から建設資材等を調達せざるを得ない場合や、不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ない場合に際し、実情に応じた適切な工事費を積算するための試行

★R8.3より試行拡充★

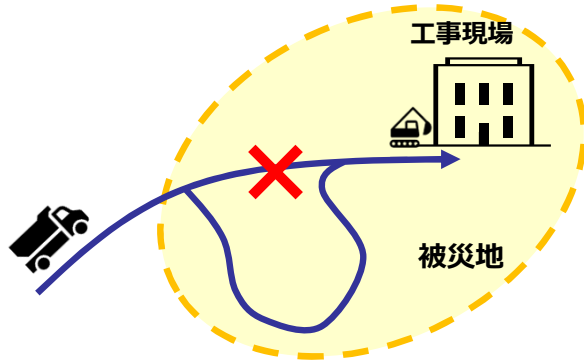
遠隔地からの建設資材等の調達

対象となるケースと計上する費用

- 当初想定していた地域（工事現場と同一の県内等）から調達できず調達条件や運搬距離が大きく変わった場合
⇒ 建設資材等の購入、賃貸及び運搬に要する費用
- 道路通行止め等により工事現場までの運搬距離が大きく変わった場合
⇒ 建設資材等の運搬に要する費用

対象とする建設資材等

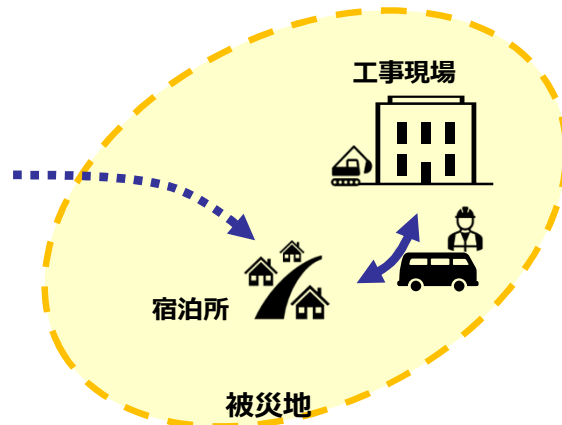
- ・鉄筋、鉄骨、コンクリート等の資材
- ・足場材等の仮設材
- ・トラック、舗装機械等の建設機械



不足する労働者の遠隔地からの確保（宿泊を要する場合）

対象となるケースと計上する費用

- 不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ず、工事現場近傍に宿泊させることが必要な場合
⇒
 - ・労働者の宿泊に要する費用
 - ・労働者を宿泊場所から日々、工事現場に送迎するために要する費用
 - ・募集及び解散に要する費用
 - ・賃金以外の食事等に要する費用



不足する労働者の遠隔地からの確保（長距離通勤を要する場合）

対象となるケース

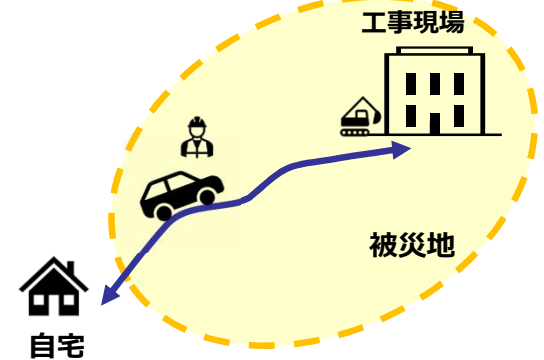
- 不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ず、遠隔地から工事現場まで継続的に長距離通勤を行う場合
⇒ 監督職員との協議により、作業時間を標準（8時間）より短縮して設定が可能

労務費の割増し

- 作業時間の短縮時間に応じ、割増し※

作業時間	割増し係数
7時間/日～7.5時間/日	1.06
4時間/日～7時間/日	1.14

※使用者の指揮命令下でない移動時間は労働時間に該当しないため、長距離通勤の時間分を費用負担するものではない。



『営繕積算方式』活用マニュアル【概要版】

国土交通省 大臣官房官庁営繕部

『営繕積算方式』活用マニュアル【概要版】について

- 『営繕積算方式』は、「公共建築工事積算基準」等と、その運用にかかる各種取組をパッケージ化したもの（官庁営繕事業における積算手法）
- 「適正な予定価格の設定」等の品確法における発注者責務の適切な実施や円滑な施工確保の一層の推進に向け、『営繕積算方式』をわかりやすく解説した『**営繕積算方式**』活用マニュアルを作成
- 本【概要版】は同マニュアルの要点を掲載
（詳細は『営繕積算方式』活用マニュアル を参照 https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000009.html ）

『営繕積算方式』活用マニュアル

「公共建築工事積算基準」等

積算基準の体系、工事費の構成、各単価の算定方法、共通費の算定方法

基準の運用にかかる各種取組

- 実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格の設定
最新単価の採用、少量・僅少施工での単価補正、「見積活用方式」、現場実態を反映した共通費の算定、工期に連動した共通費の算定 等
- 適切な設計変更、適切な数量算出
「入札時積算数量書活用方式」、スライド条項の適切な運用、営繕工事積算チェックマニュアルの活用 等
- 猛暑対策

品確法

「適正な利潤の確保」のための「適正な予定価格の設定」等、発注者責務の明確化

円滑施工確保 (不調不落対策)

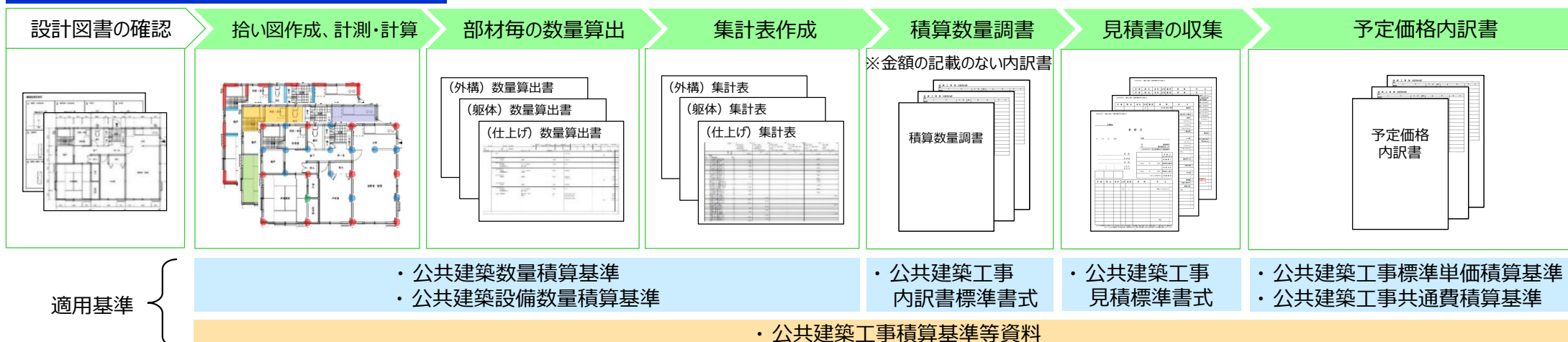
災害時等の社会経済情勢が大きく変化した際には特に留意が必要

公共建築工事の積算基準

対象	基準名称（統一基準）	概要
【総括】	公共建築工事積算基準	工事費の積算について基本的な事項 を定めたもの（工事費の種別・区分・構成、等）
【数量】	公共建築数量積算基準 公共建築設備数量積算基準	工事費の積算に際して用いる 数量の計測・計算方法 を定めたもの
【単価】	公共建築工事標準単価積算基準	工事費の積算に際して用いる 単価等について基本的な事項 を定めたもの（積算単価の種別、算定方法、標準歩掛り、専門工事業者等の諸経費、等）
【共通費】	公共建築工事共通費積算基準	共通費に含む項目と算定方法 を定めたもの（共通費・・・共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）
【書式】	公共建築工事内訳書標準書式	工事費内訳書の標準的な書式 を定めたもの
【書式】	公共建築工事見積標準書式	専門工事業者等への見積依頼に際して用いる 見積書の構成及び内容 を定めたもの

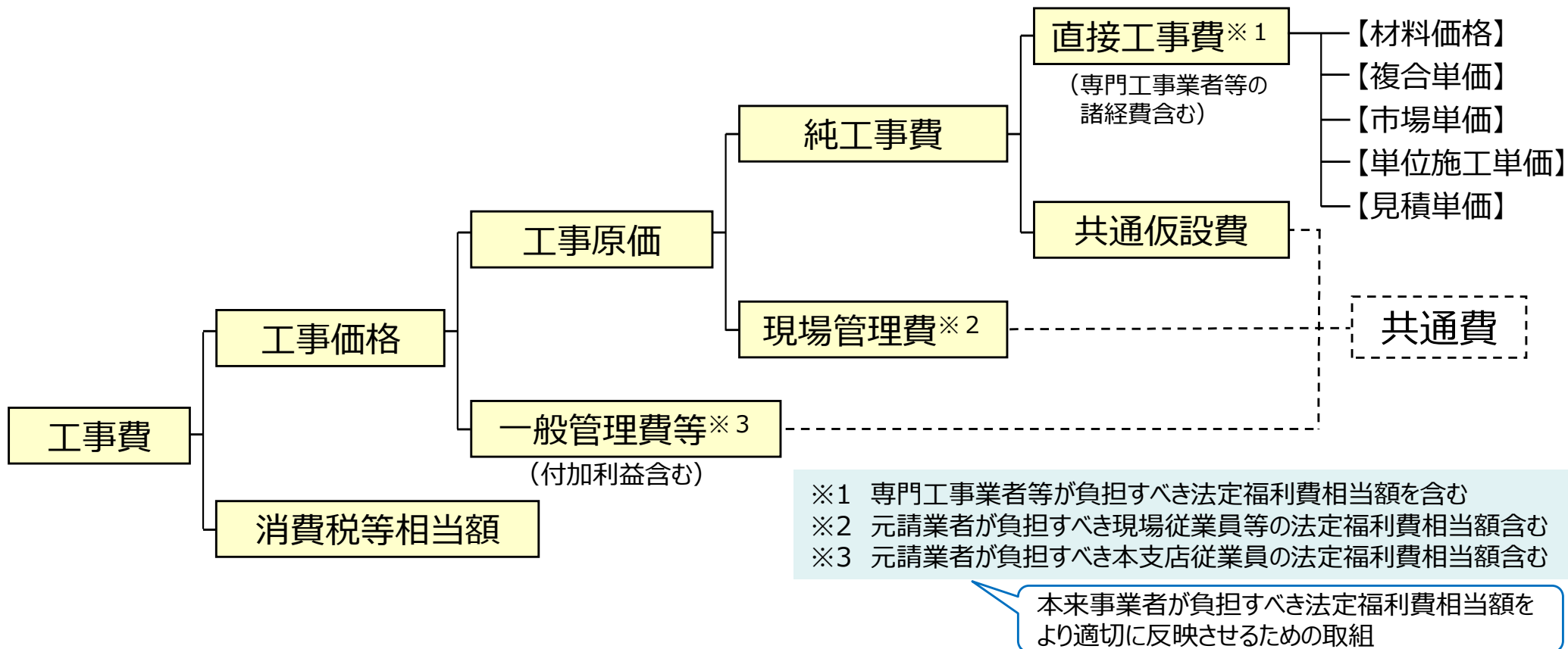
対象	基準名称（国土交通省資料）	概要
【総括、数量、単価、共通費】	公共建築工事積算基準等資料	「公共建築工事積算基準」等の具体的な運用 を定めたもの

積算業務の概要フローと適用基準



公共建築工事の工事費の構成

公共建築工事積算基準による工事費の構成



【参考】 公共建築工事の構成割合 ※新営工事(RC-4、延べ面積3,000㎡、工期14か月)における試算

直接工事費 (80%)	共通 仮設費 (3%)	現場 管理費 (7%)	一般 管理費等 (10%)
<div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px; display: inline-block;"> 専門工事業者等の諸経費 </div>			

公共建築工事では直接工事費に含まれる
 (土木工事では現場管理費に含まれる)

直接工事費の単価構成について

○ 直接工事費の単価は、①材料価格、②複合単価、③市場単価、④単位施工単価、⑤見積単価で構成

構成	概要	主な工種等（建築の例）
①材料価格	物価資料に掲載された、価格変動が大きい資材の単価及び価格	コンクリート、鉄筋、鉄骨鋼材等
②複合単価	材料費、労務費(公共工事設計労務単価)、機械器具費、専門工事業者等の諸経費等の組合せによる単位施工あたりの単価	直接仮設(足場等)、地業工事(砂利敷き等)、内装工事(壁紙、木工等)等
③市場単価	取引についての調査結果に基づく、材料費、労務費、機械器具費等(専門工事業者の諸経費を含む。)によって構成される単位施工あたりの価格。法定福利費相当分を含む	鉄筋工事(鉄筋運搬)、コンクリート工事(コンクリート打設等)、型枠工事(型枠運搬)等
④単位施工単価	複合単価の算定方法と元請業者と下請の専門工事業者間の取引についての調査結果を組み合わせることにより求められる価格であり、市場における取引実態を反映しつつも、単位施工あたりに必要とされる標準的な材料費、労務費等の内訳を把握できるようにした単価	鉄筋工事(加工組立等)、型枠工事(合板型枠)
⑤見積単価	複数の製造業者・専門工事業者からの見積価格等(専門工事業者等の諸経費を含む)の収集により作成する単価及び価格	地業工事(杭等)、鉄骨工事(加工組立、建方等)、建具工事、タイル工事、石工事等

【参考】直接工事費の単価種別による構成比 ※新宮工事（RC-4、延べ面積3,000㎡、工期14か月）における試算

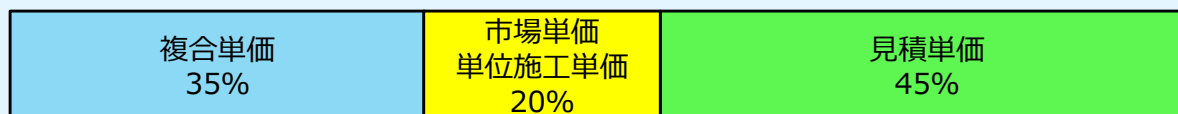
建築工事



電気設備工事



機械設備工事



本グラフは建築、電気設備及び機械設備の各工事における、「材料価格」、「複合単価」、「市場単価」、「単位施工単価」及び「見積単価」の各単価を用いて算出した直接工事費の構成比を示す。

共通費の算定

○ 共通費は ①**共通仮設費** ②**現場管理費** ③**一般管理費等** から構成され、率計算式や積み上げにより算定する

※共通仮設費及び現場管理費は工期延長に伴い増額される（受注者の責によらない工期延長があった場合、工期延長分に応じて増額）

構成	概要	算定方法	主な内容（率計算式を用いる場合）	
			率に含まれるもの	積み上げによるもの (現場実態を踏まえ計上)
① 共通仮設費	各工事種目に共通の仮設に要する費用	次のいずれかの方法により算定 (1) 工期に連動した共通仮設費率※1により算定し、率に含まれないものは別途積み上げ加算。 (2) 全ての共通仮設費を積み上げにより算定。	<ul style="list-style-type: none"> 現場事務所等に要する費用 安全標識、消火設備等の施設の設置費用 台風等災害防止対策のうち一般的な対策に係る費用 共通的な工事用機械器具に要する費用（右記除く） 	<ul style="list-style-type: none"> 交通誘導警備員の配置に要する費用 大規模な台風等災害防止対策に係る費用 揚重機械器具に要する費用
② 現場管理費	工事施工にあたり、工事現場を管理運営するために必要な費用	次のいずれかの方法により算定 (1) 工期に連動した現場管理費率※2により算定し、率に含まれないものは別途積み上げ加算。 (2) 全ての現場管理費を積み上げにより算定。	<ul style="list-style-type: none"> 現場雇用労働者等の労務管理に要する費用 法定福利費（現場従業員等に関する法定福利費事業主負担額） 	<ul style="list-style-type: none"> 特殊施設における工事記録等の作成費用
③ 一般管理費等	工事施工にあたる受注者の継続運営に必要な費用	一般管理費等率※3により算定し、率に含まれないものは別途積み上げ加算。	<ul style="list-style-type: none"> 本店及び支店の運営に係る費用 調査研究費 付加利益等 	<ul style="list-style-type: none"> 契約保証費 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用

※1 「公共建築工事共通費積算基準」で定める、過去の実績等に基づく直接工事費に対する共通仮設費の比率

※2 「公共建築工事共通費積算基準」で定める、過去の実績等に基づく純工事費に対する現場管理費の比率

※3 「公共建築工事共通費積算基準」で定める、工事原価に対する一般管理費等の比率

○実勢価格や現場実態を的確に反映するとともに、適切な数量算出及び設計変更など各種取組を実施

【主な課題】(工事費積算関係)

【取組内容・対応策】

○単価が実勢と乖離している場合がある。

例：単価設定時期が古い
工事実態とは異なる条件の単価を適用している

○現場で必要と考えられる費用が見込まれていない場合がある。

例：揚重機や交通誘導警備員等が見込まれていない

○契約後の変更契約の協議が適切に行なわれない可能性がある。

例：積算数量を「参考数量」とした場合、積算数量と設計数量に相違があっても発注者が受注者との協議に応じない場合がある。

○社会情勢の変化等に伴う新たな課題に対応する必要がある。

●実勢価格や現場実態の的確な反映

- ① 適正な単価の設定（入札日直近の最新の単価の採用、補正市場単価、見積単価の適切な設定）
- ② **少量、僅少施工**での**単価補正等**
- ③ **「見積活用方式」**
- ④ 適切な施工条件の明示、**現場実態を反映した共通費**
- ⑤ 遠隔地からの資材調達・労働者確保に要する費用の積み上げ
- ⑥ 適切な工期設定、**工期に連動した共通費** 等

品確法(発注者等の責務)
第七条第1項一号
(略)市場における労務及び資材の取引価格、(略)工期等、公共工事の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

●適切な数量算出及び設計変更

- ① 営繕工事積算チェックマニュアルの活用
- ② 設計変更ガイドライン※の適切な運用
- ③ スライド条項の適切な運用
- ④ **「入札時積算数量書活用方式」** 等

品確法(発注者等の責務)
第七条第1項十二号
(略)施工条件を明示するとともに、(略)適切に設計図書の変更及び請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。

●猛暑対策の取組

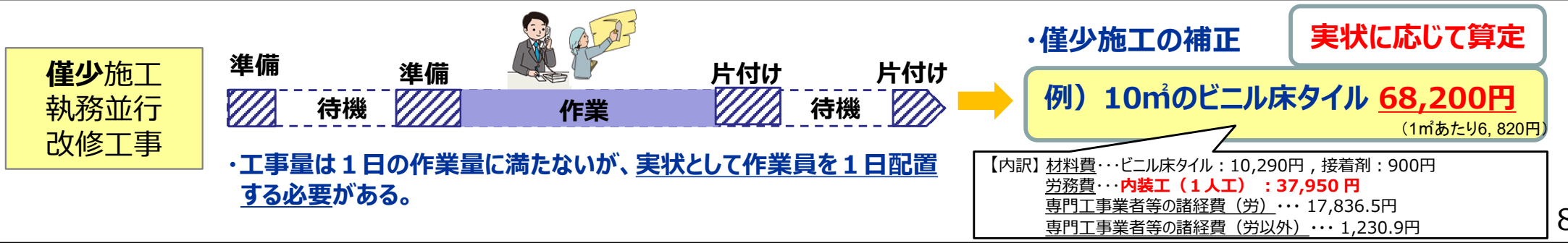
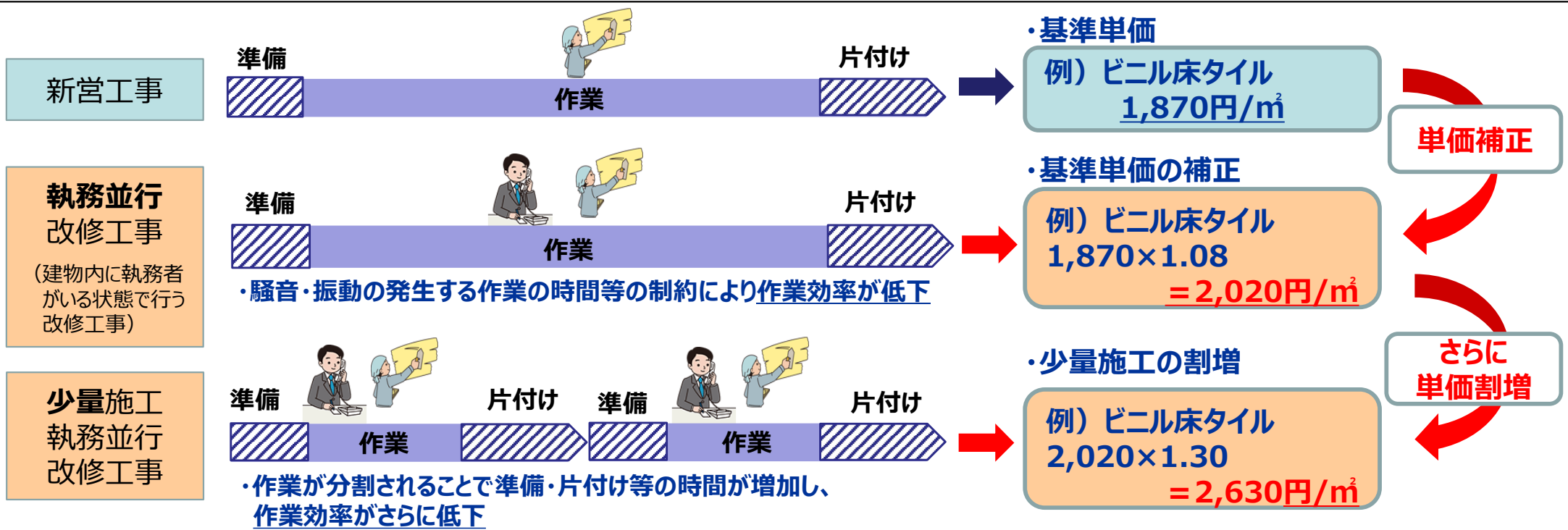
- ① 営繕工事における猛暑対策に必要な経費等の確保関連

品確法(発注者等の責務)
第七条第1項一号
(略)経済社会情勢の変化を勘案し、(略)予定価格を適正に定めること。

執務並行改修、工事が少量、僅少の場合の単価補正等

- 執務並行改修工事の場合、作業効率が低下することを考慮して、単価の割増補正を行う。
加えて、少量施工の場合は更に割増補正を行う。
- 施工数量が僅少の場合、現場実態を踏まえて実際に必要となる労務費・材料費を計上する

対象工事における割増しのイメージ



「見積活用方式」の採用

- 標準積算による価格と実勢価格との間に乖離が生じていると考えられる項目について、
入札参加者から提出される見積価格を用いて予定価格を設定する

対象工事での流れ

入札前

発注者が、**見積を求める工種、科目、細目等を入札公告に明記**

入札参加者が、該当する項目の見積価格書を提出

発注者が、**見積内容の妥当性を判断し、採用見積価格等を交付**

※妥当性の判断にあたり、契約書等により取引実績を確認し、必要に応じてヒアリングを実施

発注者が、妥当性がある**見積価格の中央値を予定価格に反映**

入札

現場実態を反映した共通費の算定

- 現場の実状を踏まえ、標準的な配置計画では施工が困難と考えられる場合は、揚重機や交通誘導警備員の配置や期間等について、**適切な条件明示及び必要な費用を計上**する

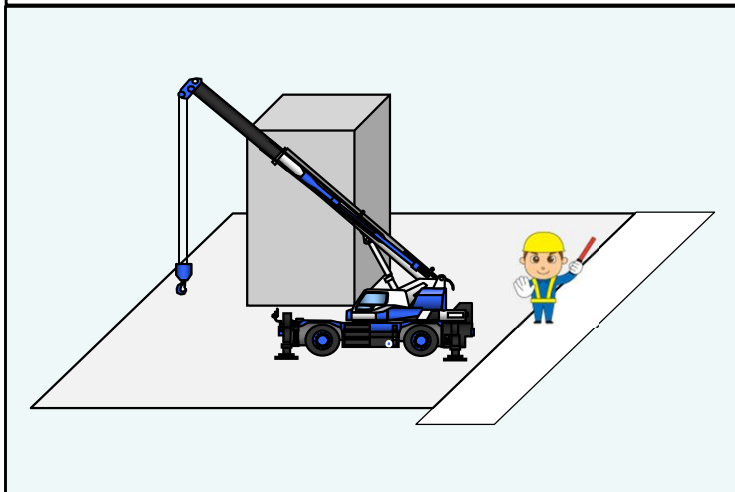
対象工事における費用計上のイメージ

【現場条件】

- ◆ 階数が多い、敷地に余裕有り、前面道路は交通量少ない

【揚重、交通誘導の共通仮設】

- ◆ ラフテレーンクレーン1台、6ヶ月設置
- ◆ 交通誘導警備員1名、13ヶ月配置

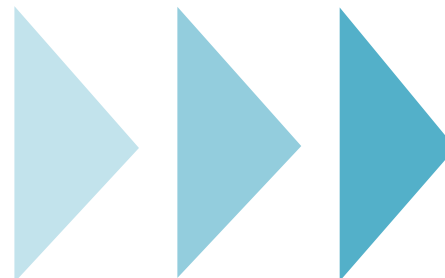


※共通仮設費の比較 (対比)

- 【積算】◆揚重 1.00
◆交通誘導1.00



適切な施工計画の検討
施工条件の明示



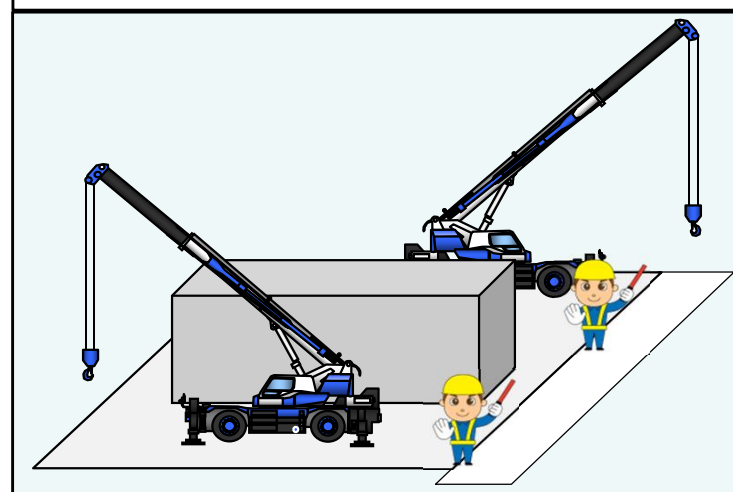
必要となる費用の計上

【現場条件】

- ◆ **建築面積が大きい**、敷地に余裕有り、**前面道路は交通量多い**

【揚重、交通誘導の共通仮設】

- ◆ ラフテレーンクレーン2台、4ヶ月設置
- ◆ 交通誘導警備員2名、10ヶ月配置



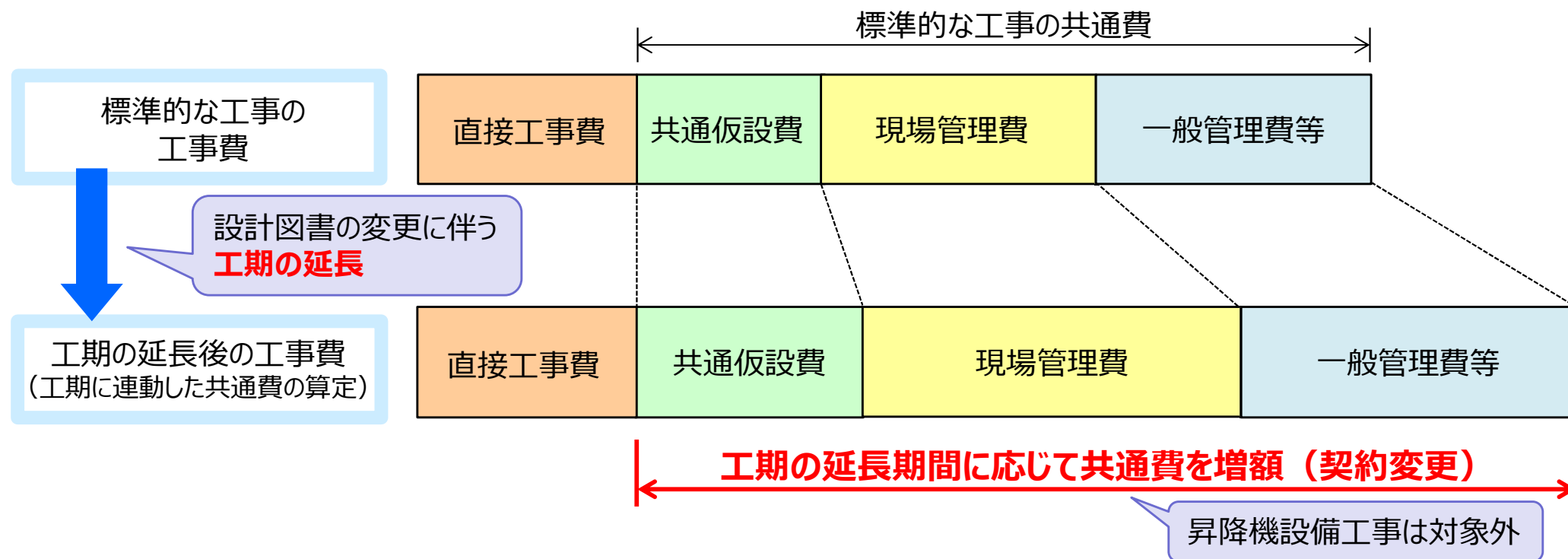
- 【積算】◆揚重 **1.33倍**
◆交通誘導**1.54倍**

工期に連動した共通費の算定

- 共通仮設費率と現場管理費率は、「**工事規模**」※と「**工期**」を用いて算定
- 施工条件の制約により工期が長くなる場合等でも、**工期を踏まえた費用の算定が可能**。
また発注時に予期できなかった施工条件の変更等に応じ、変更契約により工期延長を行う場合も、**変更後の工期に応じた算定が可能**

※直接工事費、純工事費

工期連動型共通費積算方式



【工期の影響を受ける費用の例】

- 共通仮設費：仮設建物費（現場事務所等）、工事用電気、水道料金 等
- 現場管理費：従業員給料手当、法定福利費 等

「入札時積算数量書活用方式」の採用

- 契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、受発注者間で協議し、必要に応じて**数量を訂正し、請負代金額を変更することを契約事項**※とする

※入札時積算数量を使用した工事費内訳書の項目に適用

対象工事での流れ

入札前

発注者が、入札時積算数量書を提示

※入札時積算数量書の数量は、その数量での施工（履行）を求めるいわゆる「契約数量」ではない。

入札

入札参加者が、発注者が示す入札時積算数量書の数量を用いて応札し、落札

※入札時積算数量書の数量と異なる数量を用いた工事費内訳書の提出も可能。
ただし、異なる数量の項目については本方式による変更協議の対象外となる。

契約

積算数量に疑義が生じた場合、**入札時積算数量書の数量を基に変更協議の請求等ができる**ことを規定した契約書で契約を締結（第18条の2に規定）

※入札時積算数量書を「参考」ではなく契約事項として位置づけ。

遠隔地からの資材調達、不足する労働者の確保に関する費用の積み上げ

○ 被災地で実施する営繕工事において、遠隔地から建設資材等を調達せざるを得ない場合や、不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ない場合に際し、実情に応じた適切な工事費を積算するための試行

★R8.3より試行拡充★

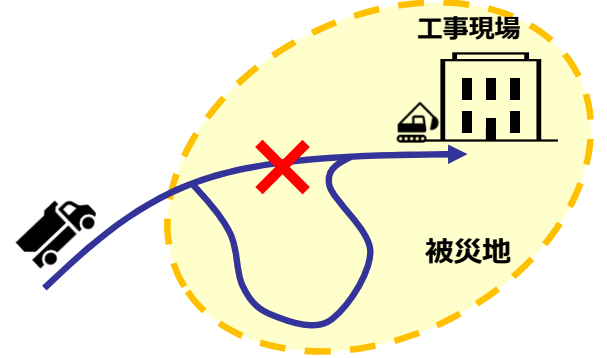
遠隔地からの建設資材等の調達

対象となるケースと計上する費用

- 当初想定していた地域（工事現場と同一の県内等）から調達できず調達条件や運搬距離が大きく変わった場合
⇒ 建設資材等の購入、賃貸及び運搬に要する費用
- 道路通行止め等により工事現場までの運搬距離が大きく変わった場合
⇒ 建設資材等の運搬に要する費用

対象とする建設資材等

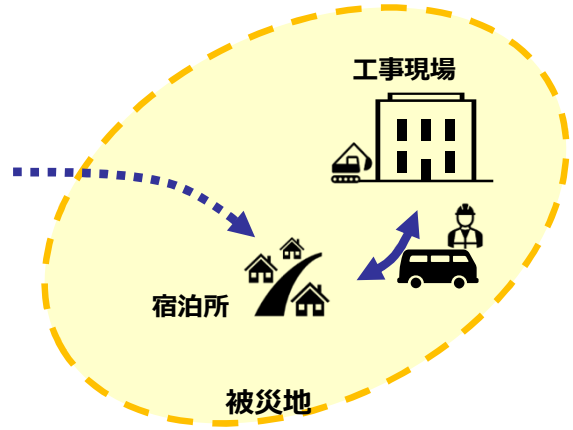
- ・鉄筋、鉄骨、コンクリート等の資材
- ・足場材等の仮設材
- ・トラック、舗装機械等の建設機械



不足する労働者の遠隔地からの確保（宿泊を要する場合）

対象となるケースと計上する費用

- 不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ず、工事現場近傍に宿泊させることが必要な場合
⇒
 - ・労働者の宿泊に要する費用
 - ・労働者を宿泊場所から日々、工事現場に送迎するために要する費用
 - ・募集及び解散に要する費用
 - ・賃金以外の食事等に要する費用



不足する労働者の遠隔地からの確保（長距離通勤を要する場合）

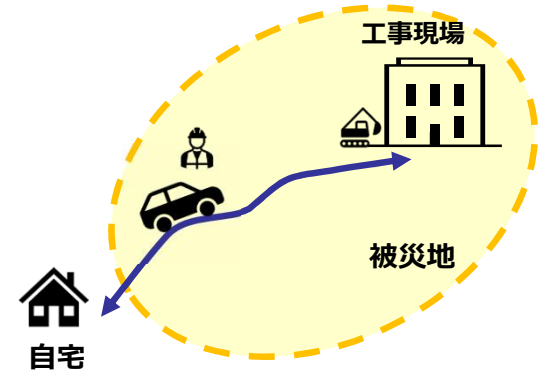
対象となるケース

- 不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ず、遠隔地から工事現場まで継続的に長距離通勤を行う場合
⇒ 監督職員との協議により、作業時間を標準（8時間）より短縮して設定が可能

労務費の割増し

- 作業時間の短縮時間に応じ、割増し

作業時間	割増し係数
7時間/日～7.5時間/日	1.06
4時間/日～7時間/日	1.14



『営繕積算方式』活用マニュアル

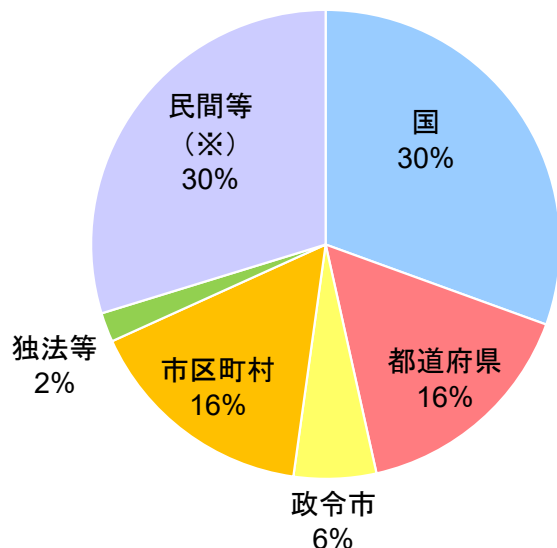
参 考 資 料

- (1) 公共建築相談窓口
- (2) 品確法を踏まえた官庁営繕の主な取組
- (3) 官庁営繕事業の執行における一層円滑な施工確保対策について
- (4) 公共建築工事等の円滑な施工確保対策関連通知等一覧
- (5) 予定価格設定等をめぐる課題と対応策
- (6) 『営繕積算方式』による工事価格の試算（被災地を例に実施）
- (7) 工事量が少量、僅少等の場合の単価補正の試算例
- (8) 官庁営繕工事における調査基準価格の算定
- (9) 営繕積算システムの活用

(1) 公共建築相談窓口 ① 対応状況 (令和6年度)

○令和6年度(令和6年4月～令和7年3月)は、**2,517件**の相談に対応。

相談者の内訳



※ 民間等…民間発注者、設計事務所、建設業者等

分野毎の相談の「件数」と「割合」

分野	件数	割合
企画・予算措置	125	5%
設計	322	13%
積算	998	40%
入札契約手続き	105	4%
工事監理	102	4%
保全	516	21%
その他	349	14%
合計	2,517	100%

令和6年度の特徴

<相談者>

○**公共発注機関からの相談**が全体の**70%**を占めている。

<相談内容>

○**積算に関する相談の件数が多く、全体の40%を占めている**。また、**保全**に関する相談の件数が次に多く、全体の21%を占めている。

○相談内容として見ると、令和5年度に引き続き「**週休2日の運用方法**」や「**標準仕様書**」に関する相談が分野によらず多く寄せられた。

○相談が多い分野における主な相談内容は以下となっている。

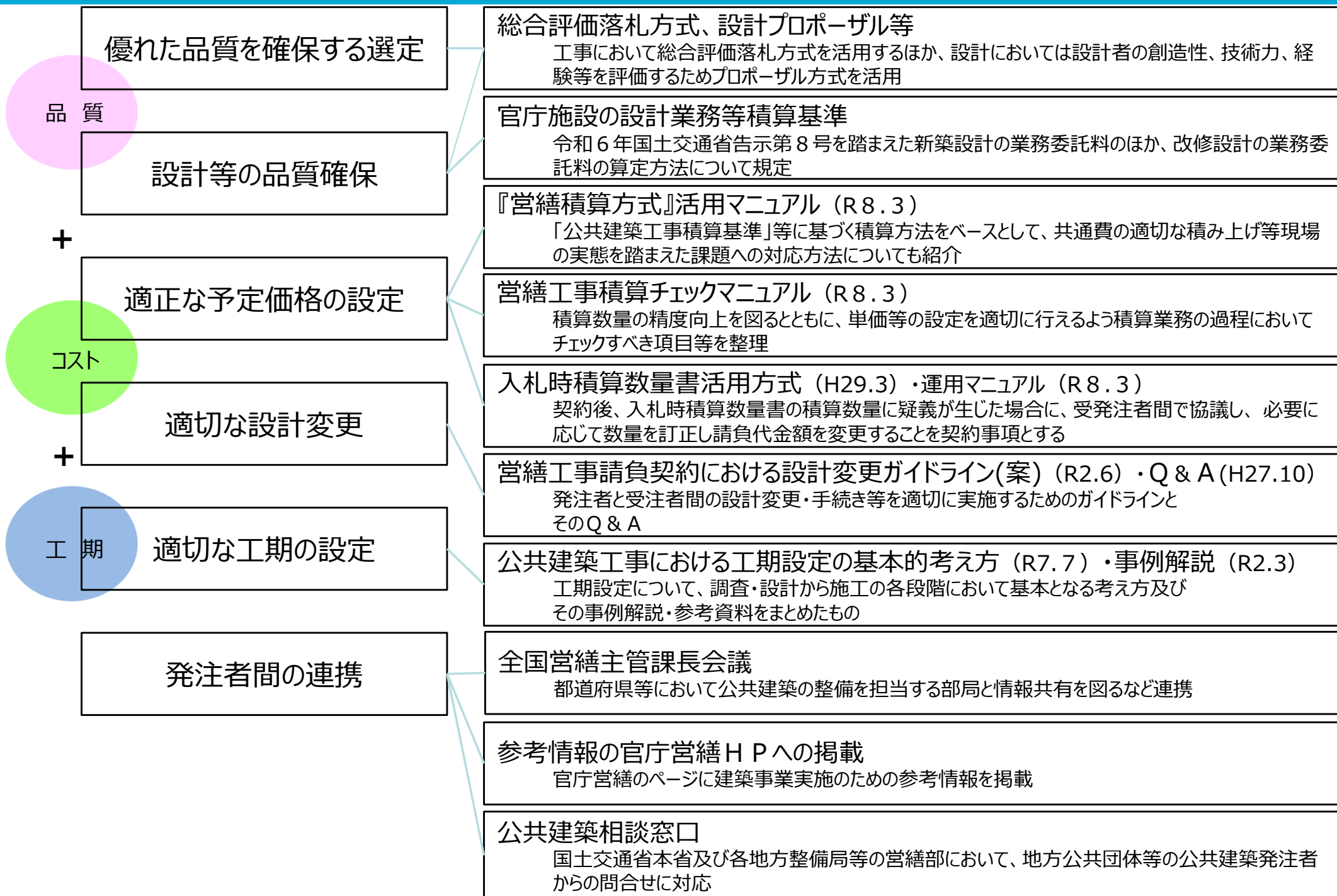
- ・**積算** 共通費の算出方法、インフレスライド、週休2日の補正率
- ・**保全** 建築保全業務労務単価、保全業務積算要領の歩掛り
- ・**設計** 設計業務委託料の積算、標準仕様書の内容

など

(1) 公共建築相談窓口 ② 公共建築相談窓口一覽

組 織	窓 口	電 話	内線	対 象 地 域
北海道開発局	営繕部	営繕調整課企画係	011-709-2311	5730 北海道
東北地方整備局	営繕部	計画課 保全指導・監督室	022-225-2171	5153 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 5513
	盛岡営繕事務所	技術課	019-651-2015	- 岩手県、青森県、秋田県
関東地方整備局	営繕部	官庁施設管理官 計画課課長補佐	048-601-3151	5114 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 5153 東京都、神奈川県、山梨県、長野県
	東京第一営繕事務所	技術課長	03-3363-2694	- 埼玉県、東京都（練馬区、新宿区、渋谷区、板橋区、北区、豊島区、文京区、千代田区、港区）
	東京第二営繕事務所	技術課長	03-3531-6550	- 千葉県、東京都（荒川区、台東区、足立区、葛飾区、墨田区、江東区、江戸川区、中央区）
	甲武営繕事務所	技術課長	042-529-0011	- 山梨県、東京都（中野区、杉並区、世田谷区、品川区、大田区、目黒区、特別区以外）
	宇都宮営繕事務所	技術課長	028-634-4271	- 栃木県、茨城県
	横浜営繕事務所	技術課長	045-681-8104	- 神奈川県
	長野営繕事務所	技術課長	026-235-3481	- 長野県、群馬県
北陸地方整備局	営繕部	計画課	025-280-8880	- 新潟県、富山県、石川県
	金沢営繕事務所	技術課	076-263-4585	- 石川県、富山県
中部地方整備局	営繕部	計画課	052-953-8197	- 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
	静岡営繕事務所	技術課	054-255-1421	- 静岡県
近畿地方整備局	営繕部	計画課長 計画課課長補佐	06-6942-1141	5151 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 5153
	営繕部	保全指導・監督室		5513 大阪府（高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡を除く）、兵庫県、和歌山県
	京都営繕事務所	保全指導・品質確保課	075-752-0505	- 京都府、福井県、滋賀県、奈良県、大阪府（高槻市、枚方市、茨木市、交野市、三島郡）
中国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	082-221-9231	- 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
	岡山営繕事務所	技術課長	086-223-2271	- 岡山県、鳥取県
四国地方整備局	営繕部	計画課課長補佐	087-851-8061	5153 徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州地方整備局	営繕部	計画課課長補佐 保全指導・監督室室長補佐	092-471-6331	5153 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 5513
	熊本営繕事務所	技術課長	096-355-6122	- 熊本県、大分県
	鹿児島営繕事務所	技術課長	099-222-5188	- 鹿児島県、宮崎県
沖縄総合事務局	開発建設部	営繕課	098-866-0031	5152 沖縄県
本 省	大臣官房官庁営繕部	計画課	03-5253-8111	23227

(2) 品確法を踏まえた官庁営繕の主な取組



(3) 官庁営繕事業の執行における一層円滑な施工確保対策について

※官庁営繕事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策への対応について（国営計第98号他 令和2年1月31日）

- 全国で頻発する災害への対応や、令和元年6月施行の「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」への対応などから、官庁営繕事業の執行に万全を期すための一層の取組が求められている。
- このため、R元年度補正予算の執行にあわせて取組を強化し、**一層円滑な発注及び施工体制の確保を図る。**

● これまでの取組

【案件形成時の配慮】

- ・発注ロットを意識した案件形成(H27.1)

【競争参加条件の緩和】

- ・会社のバックアップがある場合の配置予定技術者に求める施工経験の緩和(R1.10)
- ・地域、工種を考慮した適切な発注ロットの設定(R1.10)
- ・余裕期間制度の活用(H27.12)
- ・地域外労働者等確保経費の契約変更(H29.10)

【応札時の負担軽減】

- ・発注情報の配信サービスの活用(H28.4)
- ・休日等を踏まえた十分な入札書作成期間の確保(R1.10)

【施工時の負担軽減】

- ・工事書類の効率化(H26.3)
- ・現場実態を反映した共通費の算定(H25.12)
- ・施工条件明示に基づく適切な積算(R1.10)
- ・見積活用方式の積極的な活用(H31.2,R1.10) 等

● **一層円滑な施工確保対策 (R2.1~)**

- ・業界意見や不調・不落の原因分析等を踏まえ、**これまでの取組に加えて、**

【競争参加条件の適切な設定等】

- ① **難工事の指定及び難工事施工実績の評価の導入**
- ② 早期着手等の観点で大きな効果がある場合の指名競争入札方式の適用
- ③ 災害復旧工事等の適切な入札契約方式の適用
- ④ 競争参加資格の施工実績において工事量を求めない取組の適切な実施
- ⑤ 工事難易度の低い小規模工事で**配置予定技術者に求める実績の一層の緩和**

(例) 予定価格が6千万円未満の建築一式工事において、配置予定技術者に求める要件を過去15年で元請として完成・引渡しが完了した建築一式工事の経験を有している者とする 等

- ⑥ 容易に工事内容がわかる**工事概要書の提示 (参考となる事例を基に実施)**

【応札時の負担軽減】

- ⑦ **発注情報の配信サービスの業界団体会員への周知**

【施工時の負担軽減、配慮】

- ⑧ **監理技術者等の途中交代が可能であることの入札手続き段階での明確化**
- ⑨ **施工条件が現場と一致しない場合などに変更契約等する旨の発注参考図等への記載の徹底**
- ⑩ 単価の割増し、見積活用方式の採用など、施工条件に合った単価の使用の徹底
- ⑪ 共通仮設費、現場管理費の積み上げ項目を施工条件として明示等の取組を強化する。

※⑤~⑦,⑨~⑪は官庁営繕事業独自の取組

(4) 公共建築工事等の円滑な施工確保対策関連通知等一覧 ①

項目	文書番号	日付	文書名
円滑施工	国営計第92号 国営整第188号 国営設第101号	H25.12.26	官庁営繕工事における不調・不落対策（施工条件の明示）について https://www.mlit.go.jp/common/001069508.pdf
	国営計第98号 国営整第131号 国営設第136号	R2.1.31	官庁営繕事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策への対応について https://www.mlit.go.jp/common/001329367.pdf
	国会公契第29号 国官技第244号 国営管第404号 国営計第125号 国北予第39号	R4.12.12※	国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について https://www.mlit.go.jp/page/content/001578017.pdf
『営繕積算方式』	国営積第27号	R 8 .3.31	『営繕積算方式』の普及・促進について https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000009.html
積算数量の チェック	国営積第18号	R 8 .3.11	営繕工事積算チェックマニュアル https://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryoushisekisan_unnyou.htm#s6
資材労働者 不足	国営積第19号 国営整第192号	R8.3.23	「営繕工事の復旧・復興事業等における積算方法等」の試行について（通知） https://www.mlit.go.jp/common/001125382.pdf
適正な 予定価格	総行行第86号 国土入企第1号	H27.4.28※	予定価格の適正な設定について https://www.mlit.go.jp/common/001206183.pdf
工期設定	—	R7.7.30	「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」について https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000033.html
	—	R2.3.23	公共建築工事における工期設定の基本的考え方（事例解説） https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000033.html
	—	R6.3.27※	工期に関する基準（中央建設業審議会 決定） https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000190.html
変更設計	—	R2.6.1	営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案） https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000041.html

(4) 公共建築工事等の円滑な施工確保対策関連通知等一覧 ②

項目	文書番号	日付	文書名
見積活用	国営積第4号	R7.12.10	営繕工事において入札参加者に見積りの提出を求め活用する方式「見積活用方式」運用マニュアル(案) https://www.mlit.go.jp/gobuild/mitsumori_manyuaru.html
施工条件明示 (少量、僅少算出方法・算定例)	国営積第4号	R1.10.25	営繕工事における適切な施工条件の明示及び積算について https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000048.html
入札時 積算数量書 活用方式	国営管第432号 国営積第23号他	H29.3.14	営繕工事における入札時積算数量書活用方式の実施について https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000035.html
	国営積第21号	R8.3.27	営繕工事における入札時積算数量書活用方式運用マニュアル https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000035.html
単品スライド	国会公契第6号 国官技第74号 国営管第111号 国営計第56号他	R4.6.17※	工事請負契約書第26条第5項の運用について https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000101.html
	国営積第5号 国営建技第7号	R7.12.10	工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)運用マニュアル(案)(営繕工事版) https://www.mlit.go.jp/gobuild/tanpinsuraido_eizen.html
インフレ スライド	国地契第57号 国官技第253号 国営管第393号 国営計第107号他	H26.1.30※	賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について ※現行は第26条 https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000101.html
	国営管第393号 国営計第107号他	R4.9.13	賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)(営繕工事版) https://www.mlit.go.jp/gobuild/infuresuraido_eizen.html
工事の 一時中止	(参考資料)	R5.5	工事の一時中止に伴う増加費用の積算について～「公共建築工事積算基準等資料」の参考資料～ https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001608655.pdf
熱中症対策	国営計第188号 国営積第12号 国営建技第17号	R5.3.29	営繕工事における熱中症対策に係る費用について https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000046.html
猛暑対策	国営積第26号	R8.3.31	営繕工事における猛暑による作業中断等に伴う労務費の増加費用の積算方法の試行について https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001991270.pdf

(5) 予定価格設定等をめぐる課題と対応策

想定される課題

- 【1】 見積単価の設定等が、市場の実態と合わない可能性がある。
- 【2】 資材高騰等のリスクが、入札参加者の受注意欲に影響を与える可能性がある。
- 【3】 発注者によっては、予定価格の設定が入札の数か月以上前となる場合があり、適用する単価が古い場合がある。

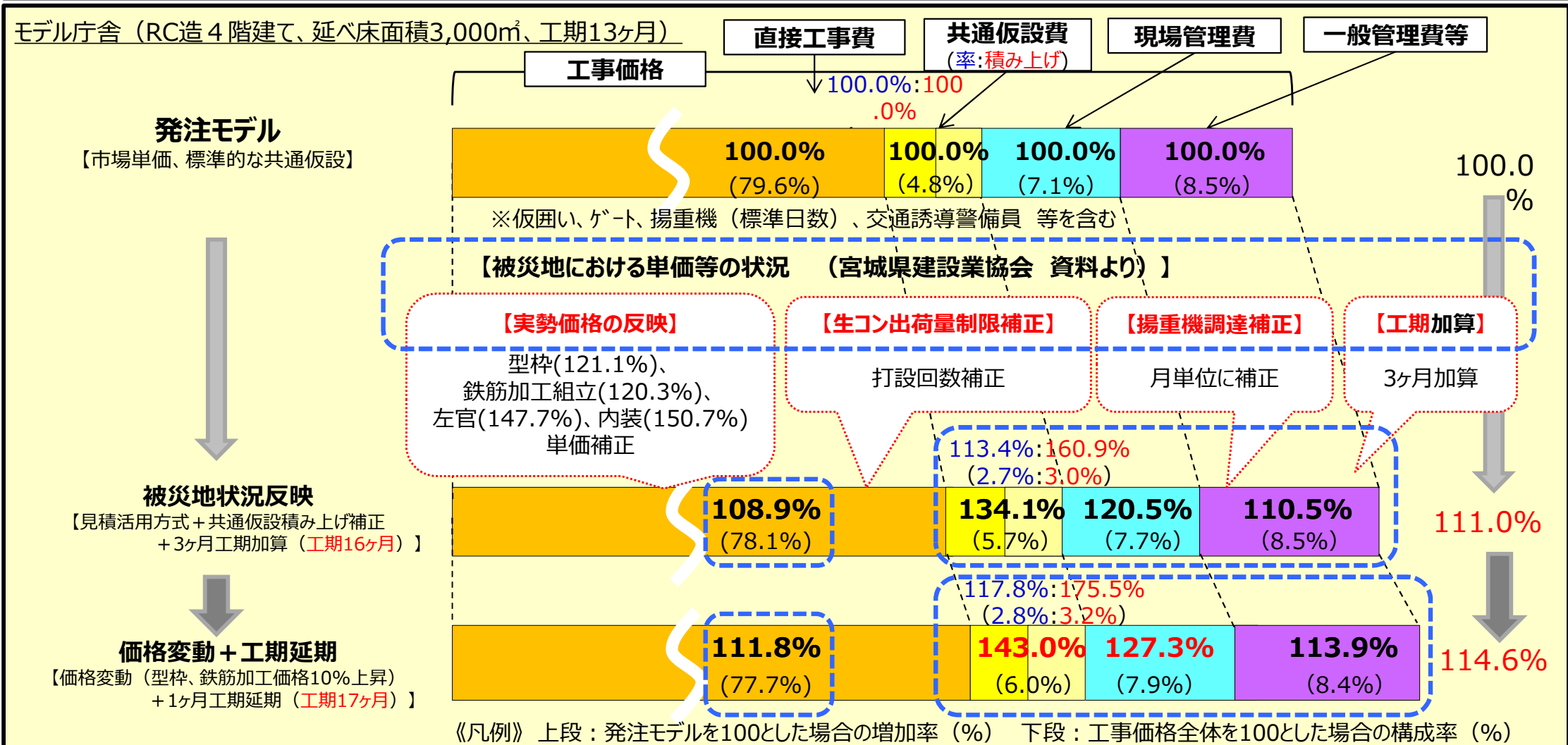


取り得る対策

- 【対策1】 公共建築工事の発注で実勢価格との乖離のおそれがある場合、次の取組を実施
 - (1) 見積単価について、製造業者・専門工事業者等からの見積収集を的確に実施した上で、過去の工事実績に加え、変動する経済環境や価格動向等を総合的に考慮して、適正に設定
 - (2) 複合単価・市場単価等について、製造業者・専門工事業者等から見積りの提出を求め、単価を設定
 - (3) 入札参加者からも見積価格の提出を求める「見積活用方式」の活用も検討
 - (4) 少量・僅少等の場合の単価補正等、施工実態等を踏まえた単価補正の実施
- 【対策2】 契約後の資材や労務費の高騰に備え、スライド条項の適切な設定・運用を図るとともに、その旨、建設業者に周知
- 【対策3】 予定価格の設定について、入札日直近の最新の単価を適用（予定価格が事前公表の場合であっても、入札日直近の最新の単価を用いた予定価格に基づき修正公告等）

(6) 『営繕積算方式』による工事価格の試算(被災地を例に実施)

- 宮城県建設業団体提供資料を用いて、『営繕積算方式』に基づき工事価格を算定。
⇒ 現場実態(価格変動含む)を加味した場合、発注モデルに対して14.6%の増加(共通仮設費は+43.0%、現場管理費は+27.3%)。



- 「**補正市場単価**」や「**見積活用方式**」の採用により、**建物種別や工事内容、施工条件**等に応じて、単価が細かく変動する営繕工事の特質に応じた**より実態に合った合理的な単価設定**が可能。
- 現場の実情に応じた「**揚重機設置期間補正**」、「**交通誘導警備員増員**」や「**工期延期**」等に要する**共通仮設費及び現場管理費**について、**現場の実態に合った積み上げ**を行うため、**合理的な設定**が可能。

(7) 工事が少量、僅少等の場合の単価補正の試算例 [1]

※記載された単価は参考単価です。実際の積算においては最新の単価をご利用ください。

例) ビニル床タイルの場合 (半硬質 厚さ2.0 コンポジションビニル床タイルKT 一般床)

A 執務並行改修の場合の単価

○現場の施工条件に合った単価を設定するため、複合単価及び市場単価に改修補正率を乗じる。



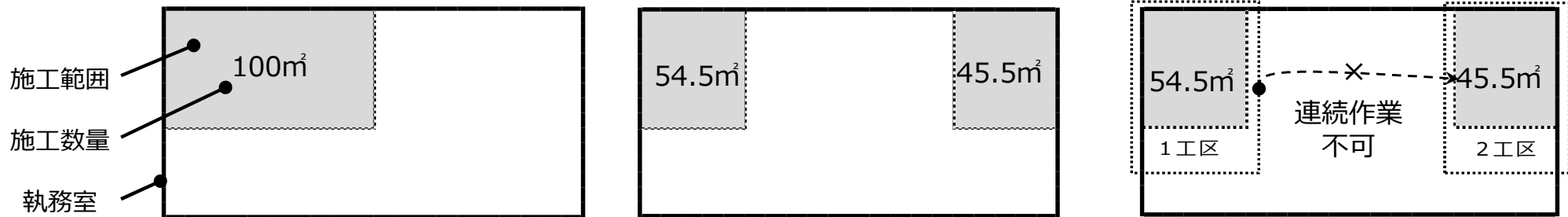
※ 工種毎の補正率については、「公共建築工事積算基準等資料」第4編 第1章 9改修工事の取り扱い 表A-1 表E-1 表M-1 を参照

B-1 各部位の施工数量※が概ね100m²以下 (少量施工) の場合の単価 【建築内装改修工事に適用】

○ A.の改修割増単価にさらに割増係数 (1.3) を乗じる。



割増 (1.3) の対象となる工事の施工条件の目安



例1) 施工場所が1か所

例2) 施工場所が点在、連続作業可能

例3) 施工場所が点在、連続作業不可 (作業場所が概ね5か所未満)

※ 施工数量は、床、壁、天井部位ごとの同種工事の合計数量とする。

(7) 工事が少量、僅少等の場合の単価補正の試算例 [2]

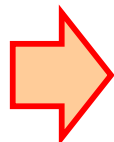
※記載された単価は参考単価です。実際の積算においては最新の単価をご利用ください。

B-2 少量施工のうち、作業時間や作業場所の制限により施工効率の著しい低下が想定される場合

○ 施工場所が多数点在、1日の作業時間が非常に短い、作業空間が非常に狭い等、割増係数1.3では実状に合わない場合、割増係数を1.3~2.0程度(概ね1.5程度)の範囲で適切に設定

例) ビニル床タイル 半硬質 厚さ2.0 コンポジションビニル床タイルKT 一般床の場合

改修補正 単価 **2,020円/m²**

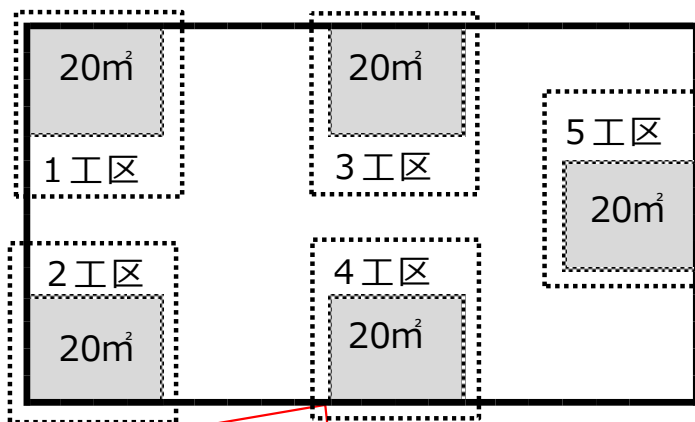


少量施工かつ施工効率の著しい低下が想定される場合の単価割増

単価2,020円×**1.5** ÷ **3,030円/m²**

○ 作業時間や作業場所の制限により施工効率の著しい低下が想定される工事の積算例 (床 単価割増1.5)

- ・ビニル床タイル撤去・新設 (1工区)
- ・ビニル床シート撤去・新設 (2工区、3工区)
- ・タイルカーペット撤去・新設 (4工区、5工区)



撤去	(標準的な単価) × (割増係数)	
【1工区】ビニル床タイル撤去	2,030円/m ² × 1.5 ÷	3,050円/m ² × 20m ² = 61,000円
【2工区】ビニル床シート撤去	1,350円/m ² × 1.5 ÷	2,030円/m ² × 20m ² = 40,600円
【3工区】ビニル床シート撤去	1,350円/m ² × 1.5 ÷	2,030円/m ² × 20m ² = 40,600円
【4工区】タイルカーペット撤去	1,010円/m ² × 1.5 ÷	1,520円/m ² × 20m ² = 30,400円
【5工区】タイルカーペット撤去	1,010円/m ² × 1.5 ÷	1,520円/m ² × 20m ² = 30,400円
新設	(改修補正単価) × (割増係数)	
【1工区】ビニル床タイル	2,020円/m ² × 1.5 ÷	3,030円/m ² × 20m ² = 60,600円
【2工区】ビニル床シート	2,780円/m ² × 1.5 ÷	4,170円/m ² × 20m ² = 83,400円
【3工区】ビニル床シート	2,780円/m ² × 1.5 ÷	4,170円/m ² × 20m ² = 83,400円
【4工区】タイルカーペット	3,240円/m ² × 1.5 ÷	4,860円/m ² × 20m ² = 97,200円
【5工区】タイルカーペット	3,240円/m ² × 1.5 ÷	4,860円/m ² × 20m ² = 97,200円

(例) 割増係数を1.5と設定する場合の施工条件

- ・施工場所が5か所以上点在
- ・工区ごとの作業 (連続作業不可)

【割増 (1.5) を考慮しなかったときの金額】

合計 416,200円

合計 624,800円

(7) 工事が少量、僅少等の場合の単価補正の試算例 [3]

※記載された単価は参考単価です。実際の積算においては最新の単価をご利用ください。

C-1 各部位の施工数量が概ね10㎡以下（僅少施工）の場合の単価【建築工事】

○施工条件等により、施工数量が僅少（概ね10㎡以下）となる場合は、労務費1人工相当分と、必要となる材料費等を加えて一式計上する。

例1) ビニル床タイル張り（10㎡）の計算例・・・内装工1人工分と必要な材料費、専門事業者等の諸経費を計上

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>10㎡ ex. (1か所×1人工・日/か所=1人工)</p> </div>	材料費	ビニル床タイル	10.5㎡×980円/㎡	=	10,290円	(1.05㎡/㎡×10㎡=10.5㎡)	
			接着剤	3kg×300円/kg	=	900円	(0.3kg/㎡×10㎡=3kg)
		労務費	内装工	1人・日×1.15×33,000円	=	37,950円	(1人・日×執務並行改修割増※1×公共工事設計労務単価)
		専門事業者等の諸経費 (労)		37,950円×0.47	=	17,836.5円	(労務費×専門事業者等の諸経費 (労) の率)
		専門事業者等の諸経費 (労以外)		(10,290+900)円×0.11	=	1,230.9円	(材料費×専門事業者等の諸経費 (労以外) の率)

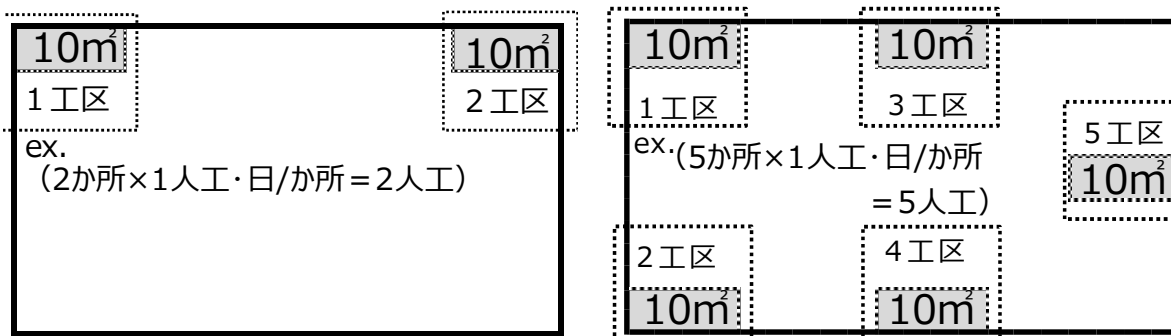
※1 公共建築工事積算基準等資料第4編第1章9表A-1

僅少施工を考慮しない場合

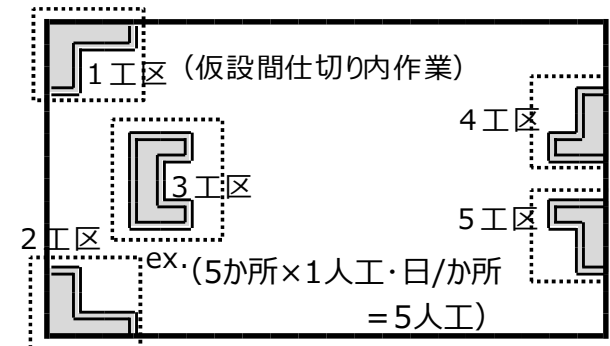
$$2,020\text{円}/\text{m}^2 \times 10\text{m}^2 = 20,200\text{円}$$

合計 **68,200円**

その他、僅少施工の対象となる工事の施工条件の目安



例2) 僅少箇所が点在（連続作業不可）



例3) 僅少箇所が点在（連続作業不可+作業空間狭隘）

(7) 工事が少量、僅少等の場合の単価補正の試算例 [4]

※記載された単価は参考単価です。実際の積算においては最新の単価をご利用ください。

C-2 設備工事における僅少施工の取扱い【電気設備工事】【機械設備工事】

○ **建築に付随する設備工事で、施工場所が点在する場合には、僅少施工として取り扱う。**

例2) 電気設備工事の計算例 (ダウンライト撤去+LED照明器具 (ダウンライト) 新設)

・ダウンライト 2 個とタンブラスイッチの撤去、LED照明器具 2 個とタンブラスイッチの設置を同日に施工

撤去	ダウンライト	2個			
	タンブラスイッチ	1個			
材料費	LED照明器具	2個	×8,431円/個	=	16,862円
	タンブラスイッチ	1個	×474円/個	=	474円
労務費	電工	1人・日	×1.2×32,600円	=	39,120円
専門工事業者等の諸経費 (労)			39,120円×0.47	=	18,386.4円
専門工事業者等の諸経費 (労以外)			17,336円×0.11	=	1,906.96円

(1人・日×執務並行改修割増※1×公共工事設計労務単価)
(材料費×専門工事業者等の諸経費 (労) の率)
(労務費×専門工事業者等の諸経費 (労以外) の率)

※1 公共建築工事積算基準等資料 第4編第1章9 表E-1

僅少施工を考慮しない場合 合計 53,200円

合計 76,700円

例3) 機械設備工事の計算例 (ベントキャップ撤去+新設)

・ベントキャップの撤去、新設を同日に施工

撤去	ベントキャップ	2個			
材料費	ベントキャップ	2個	×3,200円/個	=	6,400円
労務費	ダクト工	1人・日	×1.2×29,600円	=	35,520円
専門工事業者等の諸経費 (労)			35,520円×0.47	=	16,694.4円
専門工事業者等の諸経費 (労以外)			6,400円×0.11	=	704円

(1人・日×執務並行改修割増※2×公共工事設計労務単価)
(材料費×専門工事業者等の諸経費 (労) の率)
(労務費×専門工事業者等の諸経費 (労以外) の率)

※2 公共建築工事積算基準等資料 第4編第1章9 表M-1

僅少施工を考慮しない場合 合計 33,200円

合計 59,300円

(8) 官庁営繕工事における調査基準価格の算定

令和4年4月1日より適用

- 「公共建築工事積算基準」における直接工事費は、低入札価格調査基準の運用等を定めた「官房長通達」※における直接工事費と現場管理費の一部に相当する額により構成されている
- このため、官庁営繕工事において調査基準価格を算出する際は、工事費の構成を「官房長通達」の構成に組み替え

※「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」(平成16年6月10日付国官会第367号) (最終改正 令和4年2月24日国官会第20279号)

[凡例]
 直接工事費(公共建築工事) : 「公共建築工事積算基準」における直接工事費
 現場管理費(公共建築工事) : 「公共建築工事積算基準」における現場管理費
 直接工事費(官房長通達) : 官房長通達における直接工事費
 現場管理費(官房長通達) : 官房長通達における現場管理費

官庁営繕工事
工事費構成

直接工事費(公共建築工事)	現場管理費相当額 ※1	共通仮設費	現場管理費(公共建築工事)	一般管理費等
直接工事費【官房長通達】 = 直接工事費(公共建築工事) - 現場管理費相当額		共通仮設費	現場管理費【官房長通達】	一般管理費等
$\times \frac{9.7}{10}$		$\times \frac{9}{10}$	$\times \frac{9}{10}$	$\times \frac{6.8}{10}$

官房長通達の構成
に組み替え

官房長通達の計算式に
基づき調査基準価格を
算出

調査基準価格(税抜き) ※2

- ※1 : 「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱い」の運用について(令和4年3月3日国官積第8号)により、直接工事費(公共建築工事)を、直接工事費【官房長通達】と現場管理費相当額に明確に区分することが困難な場合、直接工事費(公共建築工事)に以下の値を乗じた額を現場管理費相当額とする
 - ・一般工事の場合 : 10分の1
 - ・昇降機設備その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 : 10分の2
- ※2 : 計算式により算出した額が、予定価格(税抜き)の10分の9.2を上回った場合は10分の9.2とし、予定価格(税抜き)の10分の7.5を下回った場合は10分の7.5とする。

